

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年6月12日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
5番	高橋秀典	6番	米本弥一郎
7番	有田恵子	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	14番	平野忠作
15番	伊藤房代	16番	向後悦世
17番	景山岩三郎	18番	木内欽市
19番	佐久間茂樹	20番	高橋利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治

税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て支援課長	小橋静枝	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（島田和雄） 通告順により、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1番 片桐文夫 登壇）

○1番（片桐文夫） おはようございます。

議席番号1番、片桐文夫です。

最初に、昨年12月の市議会議員選挙において、市民の皆様からのご支援をいただき、当選することができました。また、この議場で一般質問をできる機会をいただき誠にありがとうございます。

また、本日は世界で史上初の米朝首脳会談が、この同じ時間にシンガポールで行われています。その中、私も初めての一般質問ですので、市民の目線から素朴な質問をいたしますので、執行部の皆様、分かりやすい答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、平成30年旭市議会第2回定例会一般質問を行います。3項目、4点の質問です。

旭市の基幹産業は農業です。その農業問題について最初に質問を行います。

最近カラスやドバトなどの鳥の被害に加え、イノシシやハクビシンなどの被害が増えてい

ると聞いていますが、これについて2点伺います。

1点目といたしまして、鳥獣被害の状況について、イノシシやハクビシンなどの発生状況と被害状況について、3年程度の推移を伺います。

2点目といたしまして、鳥獣被害予防対策として、これらの被害に対して、これまでどのような対策がとられてきたのか。また、今後どのような対策に力を入れていくのか伺います。

次に、2項目めといたしまして、旧中学校跡地利用について質問いたします。

旧中学校跡地利用検討委員会が5回開催されていますが、利用計画の進捗状況と利用計画の中身について話せる範囲で結構ですから、回答をお願いいたします。

次に、3項目めといたしまして、スポーツ振興の視点からスポーツ施設について質問いたします。

旧飯岡中学校の授業や部活動で利用されていた飯岡児童体育館は築後40年近く経過し、老朽化が進み中学校が移転したこともあり、廃止が予定されているようです。青年の家体育館も築後四十数年を経過し、さらに老朽化が進み、同様に廃止が予定されているようです。現在の利用状況と今後の廃止に向けての計画とスケジュールについて伺います。

以上で1回目の質問は終わります。

再質問につきましては、自席で行わせていただきます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、初めに鳥獣被害の状況について、イノシシやハクビシンなどの発生状況と被害状況についてお答え申し上げます。

イノシシの農作物の被害状況につきましては、平成27年度から28年度まで、サツマイモや落花生の掘り起こし、畑のマルチを踏み抜きする被害が2件ございました。平成29年度には倉橋、塙、横根地先の畑でトウモロコシ等の被害5件の報告がございました。

次に、ハクビシンの状況ですが、農業用作業場、倉庫等へ住み着く被害や自家消費用の果実の被害等の話は聞いております。

現在のところ、それぞれの農作物の被害が少額であることから、被害の報告をしない農家があるようでございます。

今後は被害状況を把握するため、県をはじめ関係機関と連携を図り、情報の収集と情報の発信等の仕組みを構築するよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、（2）の鳥獣被害予防対策について回答申し上げます。

予防対策としまして、これまでどのような対策がとられてきたのかということについてお答え申し上げます。

農作物の被害が最近確認されてきましたので、市では関係機関の協力を得まして、平成29年2月に旭市鳥獣被害防止対策協議会を設立いたしました。被害防止計画に基づき農作物の被害防止対策を関係機関と連携を図りまして進めているところでございます。

まず、イノシシにつきましては、地元猟友会の協力を得まして、岩井、見広、倉橋、横根、埜地先へ箱わなを設置し、捕獲を進めてきたところでございます。

また、今年4月からは見広、倉橋地先へ新たにくくりわなを設置いたしまして、捕獲のほうに取り組んでいるところでございます。

次に、ハクビシン対策につきましては、引き続き小型捕獲器などによる捕獲を進めてまいります予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは跡地利用計画の進捗状況等についてお答えいたします。

旧海上中学校と旧飯岡中学校の利活用について協議・検討するために、昨年10月に旭市中学校跡地利用検討委員会を設置いたしました。

委員構成につきましては、副市長を委員長として議会から2名、学識経験者3名、市民代表6名の計12名で、開催状況につきましては、現在まで5回開催いたしまして、直近では先月5月24日に開催したところでございます。

会議の概要を申し上げますと、第1回の検討委員会では立地条件や面積等の現況説明をした後、現地確認、そして現地で意見交換を行い、さらに委員の皆様にご利用方法についてのアンケートを実施させていただきました。

第2回以降はそれらを踏まえた意見交換を行い、協議・検討を重ねてまいりました。委員の皆様から出された意見をまとめて申し上げますと、総合的な意見として、旭市の財政負担にならないような方向性がよいという意見と、飯岡と海上を一つとして考えられないかと、相互に補完し合うような組み合わせで相乗効果が上がるのではというような意見が上がりました。旧海上中学校につきましては、駅に近い立地条件を生かし定住人口を増やすようなものがよいのではないかと。二つ目として、住居、高齢者施設、子育て施設など複合施設があると魅力が増すのではないかと。民間の知恵を借りたほうがよりよいものができるんじゃないかと。

いかというようなことでもございました。

旧飯岡中学校につきましては、周辺北側の双葉団地と浜富士跡地でございますけれども、これらの土地利用も含めて検討したほうがよいのではないかという意見と、近くにホテルや民宿も多くあるので、スポーツ合宿もできるのではないかと、駐車場も広くすれば夏の花火大会等でも役立つのではないかということでもございました。

また、その駐車場を広くすることによって、スポーツ関連施設がよいのではないかということでの意見が大勢を占めておりました。

現在、出された意見を集約しまして、検討委員会としての報告書案を作成している段階でもございまして、報告書がまとまり次第、再度検討委員会にお示しをしまして、承認いただいた後に、市長に報告するというような段取りになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、3項目め、スポーツ施設について（1）の飯岡児童体育館及び青年の家体育館の廃止についてのうち、飯岡児童体育館についてお答えいたします。

飯岡児童体育館の平成29年度の利用状況ですが、定期的に利用している団体はバレーボール、空手などの3団体で、年間の利用人数は2,434名であります。今後のスケジュールですが、飯岡児童体育館は昭和54年4月建築で老朽化も進み、現行の耐震基準が確保することができておりません。

また、昨年台風21号、22号により雨漏り等の被害がありましたが、利用団体もあつたため応急的な修繕により対応しているところでございます。

今後はさらなる老朽化の進行により問題等の発生が予想されるため、使用期間を平成30年度までとし、平成31年度以降に取り壊す予定でおります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、3、スポーツ施設について（1）飯岡児童体育館及び青年の家体育館の廃止についてにつきまして、青年の家の体育館に関しまして回答させていただきます。

平成29年度の利用状況ですが、柔道や卓球、お囃子などの定期的に利用している団体が多く、年間7,905の方が利用されております。本施設は昭和47年に建築され、築後46年が経

過し、既に耐用年数を迎え老朽化が著しく進行しており、公共施設の活用方針では老朽化が著しいことから、廃止に向けた検討を行っていくとされております。この活用方針を受けまして、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の中で今後、廃止に向けた検討を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最初に、1点目の鳥獣被害状況について再質問します。

被害状況については十分分かりました。被害は拡大傾向にあるようですが、その生息数はどのくらいなのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、生息数はどれくらいかというご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

イノシシの生息数でございますが、イノシシは行動範囲が広く旭市、銚子市、東庄町にまたがる地域を移動しております。現在そういった状況から調査ができていないため、正確な生息数の把握ができていない状況でございます。

旭市内で農産課へ報告された目撃情報は平成26年度は1件、平成27年度は3件、平成28年度は12件、平成29年度は43件と、かなり増加傾向にあるため、生息数はかなり増加しているものと思われまます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、その生息数が年々増加しているという、行動範囲も増えて、他市町村ですか、またがっているということなんですけれども、その捕獲対策等、その隣接する市町村とどのような連携をとって行っているのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、どのような対策をというようなことでお答えをさせていただきますと思います。

イノシシの行動範囲が銚子市、東庄町にまたがっておりますので、銚子市、東庄町、旭市で担当者による打ち合わせ会等を開催しまして、情報の共有化などを図り円滑な捕獲が進む

ような事務を行っていきたいと考えております。まだ連絡会議のほうは実施されておりましたが、今月中に一度開催する予定でございます。

また、このほかに地元の猟友会、またJAとも情報の共有化を図りまして、有効な対策を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、引き続き隣接する市町村、また関係機関との連携を密にさせていただきまして、引き続きお願いしたいと思っております。

2点目の鳥獣被害予防対策についての再質問に入ります。

今までの回答ですと、イノシシについては箱わな、くくりわな、ハクビシンについては小型捕獲器による捕獲ということですが、それで十分なのか。ほかに有効な手段がないのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、現在の対策で十分なのか、また有効な手段はないのかということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

イノシシの捕獲につきましては、現在行っております箱わな、くくりわな以外に銃器の利用というものもございます。捕獲実施区域が民家の近くであることから危険を伴いますので、銃器の使用というのは難しい状況でございます。引き続き、くくりわな等、有効な手段がございますので、そういったものを今後も猟友会と協議をしながら捕獲ができるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 農業への予防対策と人への予防対策があると思いますが、私が聞いた中では児童・生徒の場合、スクールメールを活用していると聞きましたが、どのような予防対策をしているのか、また、駆除に対する市の支援はないのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 農業への予防対策と人への予防対策のうち、児童・生徒の場合にはスクールメールを活用していると聞いたが、どのような対策をしているかということについて、学校教育課からお答えをいたします。

学校教育課といたしましては、市内イノシシの例で申し上げますと、イノシシが出没した

との目撃情報が寄せられた場合には、該当する地域の学校へ速やかに注意喚起の連絡をいたします。その後、学校からはスクールメールを活用して各家庭へ目撃情報を提供し、保護者等へ注意を呼びかけるとともに、児童・生徒に対しましては、特に登下校の際にイノシシを目撃した場合には、静かにその場から離れるなどの安全指導をしております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからはイノシシの駆除支援についてということでお答えをしたいと思います。

今年度からわな猟免許を取得し、猟友会へ加入し捕獲業務に参加していただける方につきましては、市からの助成を開始したところでございます。わな猟免許の新規取得に係る費用を助成し、有資格者を増やしイノシシの駆除を推進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 農作物の被害が拡大等、人的被害が出る前に、市としての対策をこれからもよろしく願いしたいと思います。なぜかといいますと、夏野菜ですか、バンタム等これから出荷時期がなってきます。今、イノシシ等は夜行性で日中は出ないというあれなんですけれども、これから夏野菜がとれ始まってきて、バンタム等が最盛期になってきた場合に、下場におりた時に人的被害があるかと思われまますので、その点引き続きよろしく願いしたいと思います。

2項目めの跡地利用計画の進捗状況について再質問します。

市長の政務報告にも観光・交流拠点となるよという言葉がありましたが、飯岡中学校跡地についてはスポーツを通じた交流人口の増加ということをぜひ考えていただき、早目の計画をお願いしたいと思います。現在進行形ですので、なるべく早目の計画をよろしく願いしたいと思います。

3項目めのスポーツ施設についての再質問をします。

現在、飯岡児童体育館、青年の家体育館を利用している団体は、今後どのようになるのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質問に対して答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、利用団体の今後についてということでお答えいたし

ます。

飯岡児童体育館及び青年の家体育館の現在利用している団体につきましては、市の社会体育施設または市の小・中学校の開放施設をご利用していただくよう案内してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 青年の家体育館の取り壊しにより、柔道は畳の上での競技になるので活動の場が限られてしまいます。また、調整も難しいのではないかと思いますので、近隣市町村では既にある武道場を旭市として建設する考えはないのか、市長に伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 武道場の建設ということは今は考えていないということで、そういう今状況でいるところでありまして、先ほど体育振興課長のほうからお話がありましたように、小・中学校の武道場、結構生徒数が少ないということの中で、廃部をして部を持っていないという中学校が多くあるわけでありまして、教育委員会とよく相談をしていただきながら、その今使われていない中学校の武道場を一般の方々に使っていただく、そのような考えでいるところでありまして、皆さん方のご理解、そして利用団体の皆さん方にもそういった部分でよろしくお願いをしたいなと、そのように思っているところでありまして。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございました。

新設が無理というようなとり方でよろしいんですね。また、課長のほうからもありましたように、施設の統廃合ですか、今、市長の話もありましたけれども、児童・生徒が少なくなってきた中での施設の統廃合ということを考えていかなければ、これからはしょうがないのかなというあれはあります。

その中で廃止をせずに耐震補強などを施した上で武道場に改修していただきたいと思っておりますので、これからもその統廃合の中でそういった検討をよろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（島田和雄） 答弁いいですか。

○1番（片桐文夫） いいです、はい。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇ 高橋利彦

○議長（島田和雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

大きく分けて5点の質問を行います。

大きな1点目は、子どもたちの安心・安全対策についてであります。

その1点目は、近況の事件の状況と市の対策についてであります。先般の新潟県、また、県内での昨年の松戸市、そして最近では旭市出身の警察官による隣の匝瑳市をはじめとする県内各市での強制わいせつ事件、これら子ども、未成年者、婦女子の凶悪な、そして痴漢事件、全て共通しているのは近所の身近な、そして子どもたちや住民を守る立場の人間です。

そこで、本市での痴漢や強姦などの事件の内容と具体的な発生状況と件数、現在取り組んでいる対策についてお尋ねします。

2点目は、今後の対策についてであります。子どもたちや女性を狙った犯罪性癖は繰り返され、その再犯率は高いというデータがあります。市民の安心・安全を守る市長は、旭市防犯連合会長も兼ねています。そこで、これらの事件を踏まえて、どのような未然防止策をとるのかお伺いします。

大きな2点目は、職員駐車場についてであります。

まず初めに、契約の内容についてであります。この問題については再三質問していますが、明快な回答がいただけないので、今回も質問させていただきます。

今年度契約更新した、1として地権者との契約内容と前回との相違点について。2として、職員組合との契約内容について、詳細にお尋ねします。

2点目は、車で通勤者に対するの優遇措置なのかについてであります。1として、1台当たり月額地権者へ幾ら払っているのか。

2として、市からは互助会へ幾らで貸し付けているのか。

3として、地権者へ支払っている金額と職員組合から徴収している1台当たり月額の差額、年間での差額についてお尋ねします。

4として、借りた金額と貸す金額の差額はなぜなのか、その根拠についてお尋ねをします。

大きな3点目は、地方自治法の解釈についてであります。

このことについては、それぞれ地方自治法で規定されている条文も含めお答え願いたいと

と思いますが、1として、市が必要として借り入れた土地は普通財産か行政財産なのか。

2として、行政財産は条例を制定しないで貸し付けをすることができるのか、できるとすれば、その根拠について。

3として、職員に支給できる手当はどのようなものがあるのか、詳細にお答えいただきたいと思います。

大きな3点目は、旭中央病院について、まず経営状況についてであります。

独立行政法人になって約15億円の利益が出ていると強調されていますが、独法のメリットが出ているのか、経営状況についてお尋ねします。独法前と比較して医業収益、減価償却、外来の患者数、入院の患者数などの増減額などを詳細に回答願います。また、組合から返された退職金の負担分についてどのようになっているのかお尋ねします。

2として、市とのかかわりについて、病院からの市長への報告、経営状況、患者の推移、医師の確保状況などについて、どのような報告を受けているのか。また、昨年度の報告の時期と回数、どのような報告を受けたのか、さらに、市民の病院への要望と市民病院としての中央病院のあり方についてお伺いします。

3点目でございますが、市民にとってのメリットについて、旭中央病院が身近にありながら、地元のかかりつけ医の紹介状がなければかかることができません。直接かかるとなれば、選定医療費として初診で5,400円、再診、つまり続けてかかると1回当たり2,700円が別途自己負担となります。これは市民と他の市町村の患者にかかわらず全く同じです。市民病院と言いながら、市内の患者にどのようなメリットがあるのか、具体的にお尋ねします。

4として、生涯活躍のまち構想と旭中央病院のかかわりについてであります。中央病院を核として生涯活躍のまち構想を推進するとの計画ですが、旭中央病院をどのように活用して推進するのか。また、移住者にとって旭中央病院はどのようなメリットがあるのかお尋ねします。

大きな4点目は、三川蛇園線道路整備についてであります。まず費用対効果について、1として、総事業費とトンネル工事の金額。

2として、整備するに当たっての交通量調査の状況。

3として、飯岡方面から鹿嶋市、神栖市方面への通勤者数、これは税の特別徴収者数、または国税調査での把握している人数についてお尋ねをします。

次に、財源の状況についてであります。総事業費の財源内訳とトンネル工事部分についての財源内訳についてお尋ねをします。

次に、市債の増加による財政についてであります。今後大きな事業が計画され、多額の起債が発行される予定ですが、1として、平成32年度末の起債残高についてと、1年間で最大の起債の償還額と年度について。

2として、財政シミュレーションによる今後の起債の推移と財政に与える影響について。

3として、旭市は合併により交付税が多く交付されているとのことですが、合併時として幾ら増えているのか。また、臨時財政対策債による増加額、中央病院に対しての増加額についてお尋ねします。

大きな5点目の海岸でのハマグリ採取について。

まず初めに、市民、観光客に対しての周知について。

市民や観光客などが海岸で釣りやサーフィン、海水浴などのレジャーを楽しむ人が大勢います。一般的には海は公共のもので、誰でも自由に利用できるものと思っています。また、最高裁の判例でも、海には所有権が認められていません。昨年、たまたま海岸で散歩していた子どもたちが二、三個のハマグリを採取したら、怒られて捨てさせられた。とても不愉快な思いをしたとの声を聞きました。不愉快な思いをさせないために、どのように周知しているのかお尋ねします。

次に、一部地域、期間を限定して採取することについて。

海には所有権がありませんが、昔からの慣行で磯は地付き、沖は入会ということで、海岸部は地元の漁村に管理を任され、海岸には漁業権があります。そのためにハマグリ採取は駄目ですが、聞くところによれば、茨城県などで一部地域を除外していると聞いていますが、どのようになっているのか。また、漁業者を守った中で市内の海岸で市民、観光客などがハマグリを採取することができるような対策を講ずべきだと考えますが、いかがなものか。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にお答えをいたします。

最初の子どもの安心・安全対策について、今後の対策をどのように市長は考えているのかということについてお答えをしたいと思います。

子どもたちの安全・安心を守ることは、行政として優先していかなければならないことでもあります。これまでと同様に警察署と緊密に連絡をとりながら、今ある各種防犯団体、学校

警察連絡委員会や警察が事務局となっている少年警察ボランティア、市の防犯指導員などによる防犯、犯罪の抑止力として効果が大きい街頭指導や防犯パトロールを継続していきたいと考えているところであります。

なお、地域防犯対策に対する相談等に対し、適切な対応及び助言を行うため、専門的な知識を有する者を旭市安全・安心相談員として1名任命し、今年度から職務に従事しているところであります。

また、旭警察署が設置する旭警察署協議会において、市役所総務課課長職が委員として参加をいただいているところでありまして、そんな部分でも警察署と密に防犯について連携を図っていきたいと考えているところであります。

さらに、警察だけではなく関係行政機関等と連携して、子どもたちの防犯に関する知識の普及や啓発活動を推進し、防犯意識を高める活動を行い、犯罪のない明るいまちづくりを推進していきたいと思っているところであります。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから質問項目、大きな1番の子どもたちの安心・安全対策と大きな2番の職員駐車場についての総務課所管の部分について答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございました近況、事件の状況と市の対策といったご質問に対して、お答えさせていただきます。

旭市の平成30年、今年1月から4月までの刑法犯罪における合計認知件数は129件となっており、前年同期と比べて38件の減少となっております。主なものとしては、空き巣やひったくりなどの窃盗犯罪、これが87件で全体の67%、7割弱でございます。続いて、暴行や傷害などの粗暴犯罪が8件、同じく詐欺や横領などの知能犯が8件、その他等となっております。

それから、市の対策ということでございます。先ほど市長が答弁したことと一部重複いたしますが、市の対策といたしましては、防犯指導員による防犯パトロール、見守り活動、それから防犯無線による児童の帰宅を促す、また、見守りをお願いする呼びかけ、防犯カメラの設置、防犯灯の設置、公用車へのドライブレコーダーの登載、少年警察ボランティアを中心とした街頭補導活動等々行っているところでございます。

(2)の今後の対策という中で、やはり先ほど市長答弁の中でも触れておりますが、これまで同様、警察と連携をいたしまして、学校警察連絡委員会であるとか少年警察ボランティ

ア等、連携を密にして犯罪防止をしてみたいと考えているところでございます。

続いて、大きな2番の駐車場の関係の(1)の契約内容の関係で、まず私のほうからは、互助会との契約の関係、所管しておりますので、それについて回答させていただきたいと思っております。

契約は平成30年3月29日付で締結しておりまして、契約期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間の契約でございます。

契約の内容でございますが、第1条で、市が本庁舎敷地内へ通勤車両の駐車を禁止する代わりに、市が借り受ける駐車場に通勤車両を駐車させることを認めるといった内容になっております。

第2条第1項では、市の駐車場確保に協力するため、1台当たり月額900円を納入するといったような契約でございます。

それから、私のほうからは、(2)の通勤者に対しての優遇措置なのかといったようなことでございます。

項目としては4点ほどありましたが、契約内容については、また後で行革のほうから答弁がございしますが、まず、車通勤者に対しての優遇措置なのかということにつきましては、これは何遍も答弁をさせていただいておりますが、市はその行政運営を行う上で必要不可欠だということで駐車場を借り上げているものでございます。先ほど契約の中身を申し上げましたとおり、職員が市役所中庭駐車場への駐車を禁止することとし、その代わりとして別に市が借り受ける駐車場に駐車させることを認めるといったような基本的なことでございます。そしてそこに対して、互助会は市の駐車場確保に協力するため、協力金を納めるといったようなことでございます。

それから、いろいろございました(3)の地方自治法の解釈の中で職員の手当ということで、具体的に詳細にといったようなご質問でございました。答弁させていただきます。

まず、自治法の解釈でございますが、職員手当の関係といたしましては、法204条の2項と204条の2が該当するところでございます。204条の2項では、職員に支給できる手当を限定列挙しております。26の手当が自治法上規定がされております。

また、法204条の2では、法律またはこれに基づく条例によらなければ支給することができないとされております。これを受けまして、旭市の条例では26手当のうち旭市で該当する14の手当を規定しております。そのようなことでございます。

私のほうからの答弁、以上でございます。

(発言する人あり)

○総務課長(飯島 茂) ございません。

(発言する人あり)

○総務課長(飯島 茂) それぞれ所管がありますので、担当者が答弁をしております。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) じゃ、学校教育課長。

○学校教育課長(佐瀬史恵) それでは、学校教育課のほうなんですけれども、所管することとして、まず1番、子どもたちの安心・安全対策について、(1)近況の事件の状況と市の対策について、市内ではどのような事案が発生しているのか、事案に対してどのような対応をしているかについてお答えします。

不審者情報のうち、各校から寄せられ学校教育課が配信した事案の状況をお答えいたします。

平成25年1月から平成29年12月までの過去5年間の発生件数は176件で、年平均では約35件です。内容別件数のうち最も多い事案は名前、学校、年齢を聞かれるといった声かけ事案で、全体の約37%を占めております。次に多いのが追いかけ、後追い事案で、約21%となっております。その他、露出や不審な行動等となっております。

学校教育課では各学校などから不審者情報が寄せられた場合は、直ちに不審者情報メールを活用し、発生日時、発生場所、被害者、内容、不審者の特徴などの情報を保護者や学校関係者等へ提供し、注意を呼びかけるとともに、警察との連携により被害の未然防止に努めているところでございます。

続きまして、(2)の警察との連携の中でどのような対策を講じるかということですが、学校教育課では旭市警察署及び市教委、小・中学校、高等学校、関係機関で組織する旭市学校警察連絡委員会を組織し、連絡を密にし、協力し合って未然防止に努めているところでございます。具体的には合同パトロール、それから遊戯施設等を中心にした市内各種の巡回のパトロールなどがございます。

以上でございます。

○議長(島田和雄) 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(小倉直志) それでは、私のほうからは、大きな2点目、職員駐車場についての(1)契約の内容について及び(3)の地方自治法の解釈について、ご回答申し上げます。

まず、契約の内容ということで、今までの契約とどこが違っているのか、相違点はというご質問でございました。今まで、昨年度末までは、駐車場の全ての区画を市が借り受けまして、他のJAですとか千葉県の方に貸し付けているという形をとっておりました。たびたび議会のほうでも指摘がございましたので、今年度の改定によりましては、区画のうちの、全部で325区画あるんですけれども、280区画を市が借り入れる。それと海匠合同庁舎職員駐車場利用者会、こちらは千葉県ですけれども、こちらが25台、ちばみどり協同組合が20台分ということで、それぞれが直接貸し主と契約を結ぶことによって、借り受けるようになりました。ちなみに契約の締結は3月20日で、4月1日から33年3月31日までの3年間となっております。

あと、1区画当たりの金額ですけれども、今まで3,000円プラスちょっとだったんですけれども、1区画当たり2,700円ということで契約を結んでおります。

それと(3)の地方自治法の解釈ということで、駐車場は普通財産なのか行政財産なのかというご質問がございました。普通財産か行政財産かという前に地方自治法の238条第1項で、公有財産という規定がございます。公有財産の規定につきましては、この法律において公有財産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産と明記されてございます。したがって、借り入れている今回の駐車場に関しましては、行政財産か普通財産かという前に公有財産でないということから、行政財産とは当然に言えないというふうに考えております。

それと、行政財産を貸し付ける場合に条例で決めなくていいのかというようなお話がございました。行政財産の目的外使用という概念が自治法にはございます。例えば分かりやすい例でいきますと、庁舎の中に自動販売機を設置するとか、そういったことです。行政財産の本来の使用目的を妨げない限りは貸せるということになっています。当然それを貸すということの決定が出ますと、自治法上の使用料ということになりますので、条例に決まっていなければ貸せないということになりますが、先ほどの話に戻りまして、そもそも公有財産でない。したがって行政財産でないということですから、使用料条例云々ということはないわけでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) 高橋議員、再質問の時に、またそれはお願いします。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 逐条解説のほうの関係ですけれども、恐らく借りたものも行政財産と同様に扱うというのは、それは例えば優良な状況を担保するとか、そういったことの扱いだと思います。したがって、行政財産としてみなすということではなくて、行政財産と同じように良好な状態を保つとか、そういったことが逐条解説には述べられていたかと思えます。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、旭中央病院についてという項目で、（1）の経営状況についてですが、現在、平成29年度の決算状況につきましては、現在精査中で、6月いっぱいに取りまとめ。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい、分かりました。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい。

それでは、28年度決算の状況で前年度との比較ということでお答えいたします。

医業収益は315億4,909万4,000円、28年度が313億5,760万1,000円でございます。それと医業費用でございますが、332億6,817万1,000円、28年度の決算が……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 初年度の決算ですね、はい。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） じゃ、上限のみお答えしたほうがよろしいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） じゃ、医業収益では4万516円の。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、失礼しました。

じゃ、4,051万6,000円の減でございました。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい。

減価償却につきましては、9億8,155万8,000円の減でございます。それと……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、差でなくてもいいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） いいですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） それでは、一般質問は途中ですが、ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、公営企業時代に退職金事務組合脱退に伴う清算金として20億5,800万円を中期計画4年間の各年度に振り分けたということで前にご説明してありますが、これにつきましては一度に全額を収益に反映することではなく、各年度に支払う退職金を計算しまして、その退職金で4年間の中で案分して、それぞれの年度に振り分けて、それぞれの年度の収入とするというような取り扱いになっております。

続きまして、（2）の市とのかかわりということでございますが、市と病院とでは意見交換会を今現在は3か月に一遍ぐらいつの割合でやっております。そこでは経理状況とか医師数だとか、そういうものは報告はあります。

続いて、市民病院としてのあり方……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） どのような要望があったかにつきましては、多くは診療時間に待たされた時間が長かったとかいうようなお話が何件かございました。それについては都度、病院のほうに連絡を入れております。

市民病院としてのあり方ですが、これにつきましては、旭中央病院の経営計画である中期計画、市長が定めた中期目標に沿って行っておりますので、市民病院としてのあり方については、ここで十分反映されているというふうに考えております。

それと3番の市民にとってのメリットということでございます。選定療養費等については

市民も市外の方も同じでメリットじゃないよねというお話でございましたけれども、選定療養費は全国的なものですので、差をつけることはできませんので、それはそれでご理解いただきたいと思えます。

市民が旭中央病院にかかったときのメリットとしましては、差額ベッド料金を20%割り引きをしております。あとは産婦人科受診時の選定療養費については、旭市に産婦人科がないということで、これについては免除されております。この辺がメリットとなっております。

それと、生涯活躍のまち構想と旭中央病院のかかわりについてということでございました。核として推進していくと言っているがということでございましたが、市では平成28年10月に設置した庁内組織である旭市生涯活躍のまち構想推進会議で、設置した当初から中央病院の職員にも入っていただいて、情報や課題、問題点の共有を図って構想の実現に向けて進んでいるところでございます。それと……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 移住者のメリットといたしましては、近くにやはりあれだけの病院が存在するという事は、移住者にとってもメリットになると思えますし、選定療養費の問題があります。当然、移住者にもうちのほうとしてもかかりつけ医について、より広報していく必要性を感じているところでございます。

以上です。

○議長(島田和雄) 建設課長。

○建設課長(加瀬喜弘) それでは、4番の三川蛇園線道路整備についての(1)の費用対効果についての初めに、1点目が総事業費について、2点目がトンネルと事業費について、3点目が交通量の状況、データはどうだということについてと、4点目が飯岡方面から鹿島方面への通勤者は把握しているのかというご質問に対しまして、お答えいたします。

初めに、総事業費につきましては、これは過去に何回か定例会でもご説明しておりますが、概算の総事業費につきましては25億5,900万円です。それとトンネル部の概算、これはトンネル部の概算事業費を含んだものでございまして、現在JRと協議のほう進めておりますので、現時点での概算額ということでご理解をお願いします。

あとは交通量の調査、データはどうだという質問です。うちのほう調査しました結果は、900台から1,000台の交通量があるということでございます。それで平成42年度の計画交通量としましては、1日4,000台としております。

次に、飯岡から鹿島方面の通勤者の台数はということでございますが、これについては鹿

島方面だけじゃなく成田方面へ行ったり、あと一般の方もかなりいるということで、台数はなかなか把握できないということでご理解をお願いします。

次に、財源の関係です。財源につきましては……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） 国勢調査は私のほうは分かりません。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） それは私のほうは把握しておりません。ということで、すみません、よろしくをお願いします。

次の2番目の財源ということでございます。財源につきましては、この事業は社会資本整備総合交付金という国庫補助金でございまして、2分の1が国のほうから来ます。その後、残りの2分の1については単独費でありまして、合併特例債と一般財源があります。この単独費のうち合併特例債につきましては、議員承知と思いますが、交付税の措置があります。そういうことで、その辺のところを引きますと、実質の市の負担は約5分の1ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ですので、トンネルの概算事業費で回答してくれということですので、まだ概算の事業費が出ておりませんので、取りあえず5分の1ということでご理解のほうお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからはハマグリの採取について、(1)の市民観光客に対しての周知について……

○議長（島田和雄） すみません、こちらが先でした。財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは大きな4番、三川蛇園線整備事業の中の(3)市債の増加による財政についてというご質問についてお答え申し上げます。中身三つございました。

まず、一つ目でございますが、平成32年度末の起債残高というご質問でございました。平成32年度末につきましては、現在持ち合わせている数値が昨年、平成29年2月に議員の皆様方にお示ししました財政シミュレーションの数字しか持ち合わせておりませんので、その数字でお答えしたいと思います。その時お示しした数字としまして、32年度末の起債残高につきましては約328億円ほどと見積もっていたところでございます。

それと最大はというようなご質問がございました。起債残高のピークというふうにつま

したので、それを申し上げたいと思います。これもその時お示ししました財政推計の数値になります。今ほど申し上げました平成32年度が今のところピークというふうに見込んでいるところでございます。

それと財政シミュレーションというふうなお話もございましたが、現在作っている財政シミュレーション、今お答えしたような数字ですので、それでご承知おきいただければと思います。

三つ目としまして、交付税について合併時と比べてどうなっているかというご質問がございました。2項目ございまして、一つは臨時財政対策債の通知でございます。それをまず申し上げますと、合併時ということでしたが、平成18年と比較してということで、また、現在の数値ですけれども、決算は平成28年までがまだ出ているところでございますので、18年と28年を比べた形で申し上げます。臨時財政対策債でございますが、交付税の算入としまして平成18年は1億4,900万円ほど、平成28年は9億2,500万円ほどになっております。

もう一つ項目がございました。やはり合併時と比べてということでしたが、年度は同じ平成18年と平成28年でお答えいたします。病院分というふうなお尋ねでございました。平成18年が9億4,700万円ほど、平成28年は15億2,900万円ほどでございます。

私からは以上です。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) 税務課長。

○税務課長(石毛春夫) 今、高橋議員からご質問の税の特別徴収者の人数の把握ということでございますけれども、特別徴収につきましては、事業所ごとに給与報告書が上がってきますので、勤務地等で上がってくるわけではございませんので、把握のほうはちょっと厳しいかと思えます。

以上です。

○議長(島田和雄) 企画政策課長。

○企画政策課長(阿曾博通) 国勢調査で香取市とか成田市とか茨城県ということでございますが、国勢調査でも飯岡からというふうに限定した数字は持っておりません。旭市民がという話でしたら、お答えはできますが、旭市民がよろしいですか。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 香取市へ1,183人。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） それは茨城県というくくりになりますんで、そのように細かくは。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） いや、市内の近隣はその数がある程度ありますんで、そういう区分で分かれておりますが。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい。じゃ、取りあえず読みますんで。香取市が1,183人、成田市が1,140人、東庄町が334人、茨城県へ1,050人ほど通勤しているようでございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは、ハマグリ採取について、（1）の市民、観光客に対しての周知についてお答えさせていただきます。

周知につきましては、議員ご承知のとおり、市内の海岸には共同漁業権が設定されており、貝類を許可なくとることはできません。そういったことを周知の方法といたしましては、千葉県及び海匠漁業共同組合によりまして、海岸の見やすい場所に看板を設置し周知を図っているところでございます。市におきましては、広報紙やホームページ、または状況によって防災無線を利用し、注意喚起と資源管理の協力を周知しているところでございます。

また、県のホームページでは、磯遊びのルールとマナーを掲載しております。あと、海岸を遵守します漁業協同組合の組合員の皆様によります現地での漁業権についての説明とチラシの配布を実施されているということを知っております。

次に、（2）の一部地域、期間を限定して採取することについて。

1点目が茨城県の一部では、地区を除外してできると聞いているが、どのような内容かというようなことで、お答えをさせていただきます。

茨城県においては、漁業権漁場を管理する組合と茨城県との調整により、4か所の海岸で貝類の採捕が認められております。

なお、潮干狩りのルールを決め、ハマグリ等の採捕を慣例で容認しているような状況となっております。しかし、最近では鹿島灘においても水産資源が減少してきたため、貝資源を保護するため、本年4月より採捕する区域を大幅に縮小したとのことで知っております。

2点目に、漁業者を守った中で市民、観光客がとれるように講ずるべきではないかというようなご質問でありますが、お答えする内容としましては、本市の海岸につきましては、水産資源が減少し、限られた資源を有効に活用するため漁業者の自主的な漁獲管理を行い、

水揚げ量の制限を行っている状況でございます。水産資源の管理として、保護区域の設定、貝の種苗放流を含む対策を長年にわたって行っており、現在の資源の状況から、水産業の振興を進めているところでは観光資源とすることは非常に難しい状況ではないかなというふう
に思われます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋議員、再質問をお願いします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、大きな1点目の1番目であります。市でもいろいろな対策を講じているよう
ございますが、発生件数を聞きますとかなりの数字になるわけでございます。その中でここ数
年、対策が十分であったのか、また、問題点はなかったのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

対策が、数字が大きいといったようなことで、先ほど申し上げましたとおり、犯罪の認知
件数129件ありましたが、空き巣やひったくりなどの窃盗が約7割弱と、大きなところでご
ざいます。ここについてはとにかく警察と十分連携をとる中で、または民間の団体ともしつ
かり連携をとる中で対応してきたと思っております。ただ、残念ながらまだ大きな数字では
ございますが、とにかく前回の議会でも申し上げましたが、平成20年度に旭市の安全・安心
条例ができた時は1,000件を超える年間の犯罪件数があったわけでございますが、29年の実
績であれば500件を下回る、要は半分以下の犯罪件数になっているところでございます。警
察をはじめ、関係機関をはじめ、市のほうもしっかりと対応してきたところござい
ますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（島田和雄） 高橋議員。

○20番（高橋利彦） いや、私が聞きたいのは、空き巣とかそういう問題じゃない。やはり
子どもたちの防犯の関係なんですよ。先ほどの学校教育課長の答弁では、5年間で約176件
ですか、そうすると年間にしますとかなりあるわけですね。私が聞くのはこの問題なん
ですよ。これをどういうふうにして減らすのか。そしてここ5年間の推移ですか、それをお尋
ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、まず5年間の推移でございますが、平成25年度が46件、26年度が30件、27年度50件、28年度35件、昨年度が15件であります。年によってだいぶ差がございます。昨年、29年度は15件ということで、過去5年間を見ますと一番少ない数字でございます。

それで十分かということでございますが、決して十分ということはいつになっても言えることではないと思いますが、発生件数と発信した件数を見ますと減ってきておりますので、今後も取り組みを精査しながらやっていきたいなと考えているところでございます。

それから、問題点でございますが、うちのほうで発信をするわけですが、これは速やかに発信できたという点で、情報をいただいても警察と連携をして、この事案を発信すべきかどうかというところに時間がかかってしまって、少しタイムラグができてしまう事案も少しありましたので、できるだけ警察と連携をとって速やかに発信をしていきたいなと考えております。

それから、子ども自身もやはり自分の身は自分で守るということで、防犯に対する自己認識ですか、その辺を防災教育によって高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の今後の対策についてお尋ねしますが、子どもたちや女性を狙った犯罪、この性癖は繰り返されるというデータがあるわけでございますが、そんな中で先般、防犯連合会の会議が開かれましたが、強制わいせつ事件を起こした地元出身の警察官が保釈され、地元に住居し、地元の養鶏場に勤めているとのことで、地元民は不安を感じているとの話があちこちでありました。そのような実情を踏まえた中で、防犯の中でどのような対応策が検討されたのか。また、旭署との検討結果について、市長にお尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 防犯組合連合会総会におきましては、当然として年間を通じた防犯対策、そのような事業計画をもちろん29年度の事業報告と併せて、平成30年度の取り組み事項というようなことで、やはりいろんな防犯パトロール等が効果的であると。または学校の

退校時等、そういったところにおいては、やはりいろいろ学校関係でも、いろいろパトロールを行っていただけると。あと防犯ポスターの募集であるとか、とにかく総体的に旭市から犯罪をなくしましょうといったようなことで、年間を通じた計画のほう定めたところでございますので、あと組織として、あと学警連での関係なども担当課長おりますが、各学校長であったり警察署、もちろん銚子市の児童相談所であったり、地区の保護司会であったり、いろんな部分でそういった協議のほうも進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） 防犯組合連合会の総会ということで、通常の総会というような、先ほど課長からお話がありましたような事業計画、そういった部分が主な議案でありまして、具体的なそういう、それについての意見交換はありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 多分そういう具体的な問題はないと思います。その中で、この強制わいせつ事件等の性癖で再犯率が高いと言われていています。そのような中で、松戸市などでは事件を踏まえ新たな取り組みが行われているわけですが、市民の安心・安全を守る市長としては、市民に不安を抱かせない対策を講ずる必要があると考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 旭市行政といたしましての、その犯罪に対する部分につきましては、あくまで予防という、防犯ということが最大できる行政としての仕事だと、そのように思っております。そういった面では防犯カメラの設置やら各種団体でのコミュニケーション、意思の疎通、そういった部分で活発なる防犯パトロール、そういったものをぜひやっていただきたいと、そのような中で予防活動、防犯活動をしていかなければと、そのように考えておりますので、そのことについて、なお一層の努力と各団体の皆さん方にご尽力をいただきたいと、そのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほど申しましたように、松戸市なんかでは実態を踏まえた中での対応策を出しているわけですが、旭市としては実態を踏まえた中でどのような対応をしていく

のかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 5回目になりますけれども、答弁。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員。

○20番（高橋利彦） 職員駐車場の契約の問題でございますが、今回契約更新をし、私が再三質問し問題があると提起した中で、農協、海匝支庁の部分は変わりました。今まででは問題はないとのことでしたが、なぜそれらを変更したのかお尋ねします。

また、なぜ職員駐車場部分については変更しなかったのか、併せてお願いします。

また、あの契約書の中で共同使用者とは誰のことなのか、契約において駐車区分がなぜ区分されていないのか、理由をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） まず、お答えいたします。

今まではいわゆるまた貸しのような形であって、問題はないというお答えをしてきたのに、なぜ今回変えたかというご質問かと思えます。

再三こちら、議場でも指摘がございまして、問題はないんですけれども、考え方の整理として今回の個々が借りることにしたわけです。なぜ職員は変えなかったのかということですが、これにつきましては、これまでの議会でも言ってきましたように、職員が駐車場を確保できないと行政運営上、非常に問題が生ずるというようなこともございますので、これまでどおり職員の部分も借りて職員互助会から負担金を取るというような格好でやったわけでございます。

それと契約の中の共同使用者、これは誰かということですが、これは実は今回の契約、それぞれ台数はありますけれども、旭市、それから農協、それから千葉県の方のどこを使うというエリア分けはしてございません。したがって、共同使用者として旭市と農協と千葉県の方でいろんな行事の開催状況等もございまして、臨機応変に運用していくという意味で、共同使用者は旭市、それから千葉県の職員組合、それとJAちばみどりということになります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、問題があるから変えたじゃない。それが問題がないなら、なぜ

あの契約、今までどおりやらないんですか。

それと、また、行政運営上と言いますけれども、職員の車とめるのと行政運営とどういう関連性があるのか。また、一般的には駐車区分というのは全部今度は権利が生じるわけですから、あるわけですよ。そんないい加減な契約どこにあるんですか。その辺お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） お答えいたします。

問題があったから変えたのではないかというご質問でございます。先ほどの同じお答えになってしまいますけれども、問題はなかったと認識しております。ただし、運営上好ましい形に体制を整えたというようにご理解いただきたいと思っております。

それと、駐車区分を決めていないというのは普通あり得ないんじゃないかということですが、こちらは先ほど行政財産じゃないかというような議論もございましたが、一般の駐車場を民事上の契約で結んであるものでございます。したがって、明らかな違法性等がない場合には、両者の合意によって容認されるものだと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私のほうからも答弁をさせていただきたいと思っております。

行政運営上といったようなお話がございました。この職員駐車場につきましては、議員の皆さん承知のとおり、昨年も6月、9月、11月、またはその前からも何度も高橋議員のほうから質問を受けているところでございまして、例えば私が去年答弁させていただいた9月議会であれば、まず駐車場を確保する理由、または福利厚生になる根拠、その他厚生に関する事項に該当しますよといったようなことであつたり、旧1市3町の取り組みであつたり、民間事業所等のことであつたり、それから市長においても、実際の首長ということではなくて企業のトップでも自分の責任だと、そういった駐車場を確保するのは自分の責任だといったようなことで答弁をさせていただいたところでございます。まず、駐車場のあり方そのものを高橋議員にはご理解を賜ればと思っております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、市の駐車場として借りたでしょう。職員の駐車場として借りたわけじゃないんですよ。そんな中で、結局市の駐車場として借りた公の施設なんですよ。その公の施設を何で職員に駐車場として貸すのか、全くおかしいと思うんですよ。ここは自治

法にあるでしょう、それ。よく課長、見てくださいよ。読んでくださいよ、その244条の2ですか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 今、公の施設、224条の2のご指摘がございました。あくまでもこの駐車場につきましても、個人の財産を借り受けまして使用している、個人が用意した駐車場を借りまして使用しているということですので、244条の2に規定する公の施設には当たらないと考えます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 回数制限ありますから、もうこれで質問できませんけれども、答弁逃げられたらそのままになっちゃうんですよ。

そういう中で、次に、通勤者に対するの優遇措置ですか、これはあれですね。約1台2,000円あるわけですが、結局地権者へ支払う金額と職員組合から受け取る使用料には差額が生じるわけですね。結局これは市民の税金で賄われるわけですよ。この公費負担については闇給与なのか、福利厚生費の上乗せなのか、また、一部の車通勤者に対してのものであり、職員を差別するものではないかと思しますので、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほども答弁したとおり、まず駐車場の確保については、何度も行政がいろんな行政目的の中で必要だと、それから福利厚生のおきましても、例えば都市部については職員の官舎といいますか、住宅なんかを建ててるでしょうと。まさしく公共交通機関で通勤する職員が多い中で駐車場は必要ないけれども、必要な状況においては官舎、そういうものを建てて、そこに住まわせていますよと。ただ、このような公的機関が発達していない地方においては、そういった官舎は、近隣から、市内から通ってきておりますから官舎は必要ないけれども、駐車場は必要であると、民間もそうであると、中央病院なんかもそうであるといったようなことを何度も答弁させていただいたところでございます。

そこで、最後で、私のほうの答弁は、最後の質問のほうで、一部の職員に対して何か不公平ではないかといったようなご質問でございましたので、それについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、現在本庁のほうに通勤手当の出していない職員のほうは9名ございます。ただ、例えばご存じのように、すぐそばにあります健康管理課、水道課、合わせて30人弱の職員配置しておりますが、当然そこには職員のほう、駐車が可能でございますから、そこにとめているわけでございます。そのような中で、この本庁にただ勤務しているからというだけで、その職員だけにその駐車料金なんていうものをもし請求するとなれば、それは全く不公平なことになるわけでございます。市役所全体として申し上げれば、この駐車場の使用台数は200台ほどでございますが、それを除いた各支所とか各施設等に、保育所等も含めてとめている台数は490台ほどになるわけでございます。そちらのほうはまさしく倍以上もあるわけの中で、そこらは駐車場があるから無料でとめられますよと。ここの駐車場はまさしく借りているから、そこだけ有料で職員から負担をさせるというのは不公平だと思っております。

そのような状況の中で、全ての職員が徒歩や車両通勤の区別なく、職員互助会を通じて本庁舎駐車場使用台数分の代金を協力金として、旧旭市、平成3年から駐車料金の3分の1程度、当時は3,000円ということでもございましたから、当時から長い間、1,000円といったような時代がございました。消費税が上がった時には消費税を加味したものを互助会のほうで負担したことがございましたが、このたびいろいろ契約担当課のほうで地権者とも協議をしていただく中で、総額2,700円ということでもございましたので、3分の1相当ということで、互助会のほうから900円というものを協力金として負担をさせていただいているところでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 総務課長、今の質問に答弁してください。

○総務課長（飯島 茂） ですから、何度も申し上げますように、それはその手当とかそういう概念ではなくて、事業所としての旭市が必要な駐車場であると確保しているわけでございます。職員駐車場も、そうでございます。申し訳ありませんが、議員の皆様方の駐車場もそうでございます。通常は公用車が入っておりますが、当然議員の皆様方に迷惑をかけられない。ですから、議会開会日においては、公用車は全て向こうの駐車場に持っていきなさいと、そのようなことをしているところでございます。当然、市民駐車場についても、まさしく自治法上、何台分確保しなさいという規定はない中でございます。あくまでも行政運営上必要であるから確保しているものであって、それが手当とか、そういう概念のものじゃありませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らこれ言ってもしょうがないですが、なぜ行政運営上、自分らの通勤のためでしょう。その中で、出すなら出すでいいですよ。100歩譲ってね。私は出すのはいいと思うんですよ。手当には駐車場手当というのはないでしょう。手当に駐車場手当があれば、100歩譲って市で駐車場を確保して市が出すのはいいですよ。その中で、いずれにしても市では単独で職員組合の福利厚生補助金を出しているわけです。また、県内で組織している互助会へも負担金として支出をしていますが、これは実質、補助金であります。また、職員組合の補助を削減したと言いながら、さらに名目を変え支出を行っているわけです。

一方、高齢者への長寿祝い金約100万円程度を廃止するなど、自分たちの特権を守るためにありとあらゆる策を講じています。これが市民あつての行政運営なのかお尋ねします。市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、総務課長からお答えをさせてもらっているわけでありましてけれども、地方においてやはり通勤ということは一つの職場環境を整えるという部分、大事なやっぱり行政のトップの仕事ではないかなと。会社にしても社長はその職場環境、駐車場の整備、それも含まれるわけでありましてけれども、そういった部分で地方にも今、人口減少、優秀な人材が戻って来てくれないと。そんなような中で、やはり総合的にそれは妥当な駐車場の確保だと、そのように思っておるところでありまして、旭市は合併して1市3町、3町のほうはかなり広い庁舎面積も有しているところの中で、そういった部分でありますし、470対220で平均して互助会から3分の1もらっているということでもありますので、それは当然ある程度の義務、負担もやってくれていると、そのように認識しておりまして、駐車場の整備はトップの仕事だと、そのように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、皆さん方、自治法を読んだら分かるでしょう。ここに手当も第204条の第2項に列挙される22種類以外の手当を支給することはできませんと、わざわざこういうふうにあるわけですよ。それがなぜ駐車場手当に当たるものを出さなくちゃならないのか。再度お尋ねします。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋議員、本当にこれは何度も答弁させていただいております。高

橋議員は手当だといったような、闇手当だとか、そういったご発言はありましたけれども、私どもはその手前で、前の段階で駐車場のあり方は、これまさしくいろんな行政目的はある中で、この地方都市においては駐車場が必要だという中で、先ほども言いましたように、職員もそうですが、議員もそうですし、市民や来庁者の皆さんや、消防であったり、七夕まつりだったり、確定申告であったりとか、いろんな部分で必要ですよ。今、市長答弁があったように、自治体といいますか、企業といいますか、そういったトップとして必要だということをお願いしておりますので、スタートの部分で違いますから、その204条の先ほど私は答弁しましたが、26の手当以外は当然給付できない。これは当然のことでございます。ただ、もう入り口の部分で違うということで、そこら辺についてはとにかくご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは回数終わりましたので、今度は次の自治法の解釈ですか。行政の長は企業と違い、素人でもできます。それは行政運営については、地方自治法などの法律で事細かに規定されているからです。法令を遵守し行政運営を行うことになっているからです。地方自治法の中で行政財産を貸し付ける時は、条例を制定しなければならないと規定されています。なぜ条例を制定しないのか。また、法の中で22の手当が規定されているわけですが、名目を変え一部の職員に対して駐車料金の差額分を出すことは違法でないのか。違法でなければ、その根拠についてお尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 確かに行政財産を貸し付ける場合には条例で定める。条例で定めるのは、恐らくこれは使用料の関係ではないかと思えます。行政財産の使用をする場合には、先ほども申し上げましたが、その行政財産の本来の目的を妨げない範囲で、その使用の許可を申請に対してできることとなっております。使用を許可するためには、その使用料を取るための条例がなければいけないんですけれども、現在でも行政財産を目的外使用で貸し付ける場合の使用料については条例で定めがございます。振り返りまして、この駐車場ということになりますと、先ほど来申し上げていますように、行政財産ではないということですので、そのような条例に基づいて貸し付けるということにはなかったということでございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らこれは話ししても水かけ論になりますが、結局行政としては買う、それから借りる場合は普通財産としては借りられないわけですよ。全て行政財産でしょう。その中で行政財産の縛りがあるわけなんです。借りても行政財産とみなすと。それを使う場合には公の施設としてみなすわけですよ。それをあなた方は勝手に解釈しちゃっているわけですよ。ですから、そんな中で職員手当ですね、先ほど申しあげましたように、地方自治法で規定されているわけです。このような一部の職員に対しての闇給与的なものなんです。これは違法ではないのか、また、今後住民監査請求などがあった場合、市長が損害賠償請求しなければならないと思いますが、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 最後の、違法ではないかということで答弁をさせていただきます。

これについては29年9月議会で私は答弁をさせていただいております。福利厚生はその根拠でございます、地方公務員法42条、その中で地方公共団体は職員管理上の重点の一つとして、民間との均衡を考慮しつつ、職員の厚生制度の充実を図らなくてはならないとされており、保険と元気回復に限定されるものではなく、その他の厚生に関する事項については、適切かつ公正な制度を任意に、かつ独自に計画し創意工夫し実施し得るものであると。ちょっと福利厚生という延長での解釈であれば、そのようなことを答弁させていただいたところでございます。ただ、それはそういった解釈がありますが、先ほど来やっぱり答弁しておりますように、この地方都市旭市において、何度も回答しております。旧干潟町も旧海上町も旧飯岡町も旧旭市も職員の駐車場を確保してきておった。現在独法になりましたが、旭中央病院も自分のところの土地もありますが、借り上げの土地もございます。そちらについても、これは旭市と同じように職員1人当たり1,000円程度の協力金という名目は、名目までは分かりませんが負担をさせてとめさせておるということでありまして、とにかく闇手当といったようなことではないということで、入り口の部分で高橋議員、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 皆さん方は、自分たちのことになったら汲々としていろいろ理由をつけて、そういうふうには逃げるわけですよ。これは市民が知ったらどういうふうに思いますか。そんな中で、行政運営は先ほど言ったように、地方自治法などの法律で事細かに規定されているわけです。企業経営者とは違うわけなんです。それらを十分認識した中で行政運営を

行うべきだと思いますが、それについての答弁と、じゃ、住民監査請求を起こされた場合は市長はどういうふうを考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 法根拠とかという部分よりも以前に、やはり地方にとって車社会の中で通勤に車のとめ場所がなければ自転車で来るか徒歩で来るかになるわけでありまして、そういった部分で1時間、2時間かかるような時間があったとしたら、かなり職場環境といましようか、就職の面でもかなり響くのではないかな。それを整えるのが、やはり市長の任務だと、そのように考えておきまして、駐車場を整備する、どこの地方の都市でもそういった部分はあるのではないかと、そのように思っておりますので、これからもいろんな部分で改善策があれば見つけていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 市長。

○市長（明智忠直） 当然、やはり駐車場を持つということが必要なわけでありまして、監査請求はないと私は考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時 6分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） そうです、はい。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

中央病院経営状況がよくなったからといっても、減価償却費が前年と見れば約10億円下がった。それから退職金の精算金ですか、これが20億円入ってきた中で、3億数千万円利益の

中に入れて、あとは預かりにしてあるわけでございますが、そんな中で営業収入というのは減っているわけですね。なぜ営業収入が減ったのか。そして今まで中央病院は独法になってもうかった、もうかったと言っていますが、実質全然もうかっていない。むしろ今までより経営状況が悪くなっているわけです。そういう中で、それらについてどういうふうにお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 中央病院の決算状況の中で27年度と28年度の違いの中では、院外処方が途中で開始されていますので、その売上げ、薬の売上げというものが中央病院の売上げからは除外されますので、その分下がるのは、これはいたし方ないのかなというふうに思っております。ですので、それでの医業収益での4,000万円余りの減というのは、他の面で頑張っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、薬の売上げが減ったから営業収入減った、それはいいですよ。しかしながら、実質減価償却、経費が大幅に減ったからなのね。減らないで前と同じ減価償却であったら、中央病院は赤字じゃないんですか。その辺お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 独法化後時の減価償却の減でございますが、これは移行時に資産の再評価を実施して耐用年数の延長とか、残存価格の少ないものについては除外とかということでの減少したものでございまして、これは両方ともその当時の独立行政法人法だとか、そういうルールに基づいての計算結果でございますので、それはたまたま多く出ましたけれども、それが従来どおりあったとしても黒字の線は守られたというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 退職金も20億円全てがでなくて、積んであるよねというご指摘でございましたけれども、そのとおりでございまして、28年度は4億1,347万円ほど決算の中では収入として入れてございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、独法にする時に消費資産を大幅に圧縮した。そんな中で減価償却、決算には関係なく減価償却という経費が大幅に減ったから約10億円。それから退職金の絡みで4億円、それで利益が出たという、ただ帳簿上の問題なんですよ。

それとまた、何で残りの、本来なら残りの十数億円を退職給与引当金に積み立てしなければならないのに、何でしないのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、お答えします。

当初、この中期計画4年間、28年度から31年度までございますけれども、そこで見込まれる退職手当額で案分して各年度の収入とするということでございますので、そのやり方についてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、市とのかかわりについて、今の答弁は全然私からすれば納得のいかない答弁なんで、本来なら積み立てするべきもの、それを借り受けに受けたら、これは本当に経理上私はまずいと思います。中期目標に沿って中央病院をどういうふうにしていくのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 中期目標でどのようにしていくのかということでございます。中央病院には役員として設立団体の長、すなわち市長が任命する監事も置きまして病院の監査を行っているほか、市及び同じく市長が任命した評価委員並びに会計法人による業務財務諸表等のチェック等も行われていることでございます。中期目標に基づいた中期計画が履行されるというふうなことで、業務のチェック体制は整っておりますので、その方向でいくというふうに考えております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） チェックするのは当然なんですよ。実質、市が100%かかわっているわけですから、その中で、じゃ、市が中央病院の経営を含めて、それだけチェックできる体制になっているのか、そんな中で、いずれにしましても、独法のメリットを最大限に活用し経営

を行っていると思うわけですが、市あつての中央病院であります。毎年20億円も繰り出ししているわけですよ。そしてまた経営不振になれば、市がその責任を負わなくちゃならない。当然それは市税で賄うということは、これは市民の負担になるわけですが。そういうふうに市の関与が不可欠な中で、経営の分析を踏まえ適切な意見を言えるような取り組み、先ほども言いましたけれども、現在市長はどのような取り組みの指示をしているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど企画課長のほうから話がありましたように、3か月に一遍の中央病院との意見交換会を行っているわけでありまして。現状分析、あるいはまた中期目標に沿っているのかいないのか、あるいは計画変更はあるのかないのか、そこらについてもいろいろ意見を交換をしているところでありまして、そういった部分ではしっかりと中央病院と市が意思の疎通が図られているのかなど。それと同時に、先ほど評価委員、そしてまた外部監査人、そういったものも市から送っておりますので、十分そういった部分では病院との意思の疎通は図られているのかなど、そのように思いますが。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 時間がないので次に進みますが、市民のメリットでございますが、市民のメリットを検討したことがあるのか。そういう中で入院の際の差額ベッド代が分かれば、その優遇された金額、人数などについてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、差額ベッドの金額一覧については、今持っていないので、後でこれはお答えさせていただきます。

それと、市民がかかったメリットについて検討したのかということでございますけれども、診療報酬については社会保険の診療報酬医療機関については1点10円ということで、これはもう全国的に決まっております。ここについて市民だから、例えば旭市民は1点8円で計算しますよとか、そういうことはやっちゃいけないというルールになっておりますので、その診療そのものでは差を設けることができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私の質問はそういうことではありませんで、500床以上は選定療養費をもらえるなら、それなら中央病院を分割するとか、そういうことは検討してあるか、それを聞いたかったわけですよ。

時間はありませんので、次に、生涯活躍構想との関係でございますが、幾ら中央病院活用してといっても、ただ近くにあるだけで何のメリットもないわけですよ。そんな中で、生涯活躍のまち構想は高齢者などを対象としているものでありますよね。それが本当に市にとってメリットがあるのか、この構想の中で。また、中央病院が近くにあっても市民メリットが特別あるわけではないので、病院と具体的にどのような内容を協議したのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 生涯活躍のまち構想でございます。

中央病院とのかかわりということでの高齢者が対象で、それがどのようにメリットを受けられるのかということでございますが、旭市での生涯活躍のまち構想は若干若い層というか、アクティブシニアということ想定をしております。それで、その方たちが中央病院の近くに住むかもしれませんが、それにとってもその方たちも中央病院に直接かかるわけではなくて、やはりかかりつけ医のほうへふだんはかかっていたかというようなことになると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、次の三川蛇園線の費用対効果でございますが、前回の議会において、課長は19年に費用対効果の分析をしたということでございますが、この時にはまだ全然上上げるか、そのまま直にするか分からなかったわけでございますよ。それがなぜ費用対効果をこの時にやったのか。また、市長は費用対効果はそういった部分きちとしたものはないという、この前答弁しているわけでございますが、これは約25億5,900万円、これだけかけて費用対効果も何もない、分からない、これでなぜやるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 費用対効果の件でございますが、この社会資本の総合整備の補助金の関係がどうしても費用対効果が必要だということで、その補助金をもらうためにその費用対効果をやったということでございます。

それで、25億5,900万円かけてなぜやるのかというご質問ですけれども、これも過去にも

何回か申し上げてございますが、一応効果といたしましては、ちょっとすみません、この工事をやるために飯岡海上方面の道路の中で、要は神栖市とか、あと成田市方面に向かう交通の便がよくなるといったものもございまして、あと清滝バイパスのほうの開通も平成32年を予定しているところでございますので、その辺のところ、この道路ができることについてかなり有効になるというふうに考えております。

それで、併せてこの計画ルートにつきましては、蛇園地区の集落内を通らないということですので、そういう児童・生徒の安全確保も図られるということがございますので、お金は25億円かかりますが、そういった効果がございまして、ぜひとも工事のほうは進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、この理由はみんなとってつけたような理由なんです。一番の根本問題は蛇園が狭くて危ないということで始まった。そこに今度は鹿嶋市へ行くのに、神栖市へ行くのにという理由をつけてあるわけですよ。その中で、本来だったらちゃんと交通量調査から一切切切やってやるのが本当。それが建設課でもやっていない。それから19年にやった時は、まだ全然関係のない時なんです。そしてまた3月の答弁でも、市長は費用対効果は全然きちっとしたものはないという答弁している中で、これだけの金をかけて、経費をかけて建設するのはもったいないと思うんですよ。もう少し検討したほうがいいと思いますが、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） その費用がかかるというご質問でございます。確かに費用はかかります。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、国の補助金が約半分つきます。それと、あと残りの部分の単独費の中で合併特例債がありまして、それで交付税措置がございまして、実質的な市の負担は5分の1程度ということですので、費用はかかりますが、市の負担は少ないということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、蛇園地区の地権者の一部で反対があるわけなんです。そういう中ではまだ完成までに遠いものがあると思うんですが、なぜそこまでして

トンネル工事を行うのか。また、蛇園地区では排水路の整備が急務と聞いていますが、それらを解決した中で安い工事費用でできる工法、ルートを選択すべきだと考えますが、いかなものかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） このルートにつきましては、過去にも何度かご説明しております。

トンネルを掘って今ある海上支所の脇の道を通って、それから広域農道に向かうと、これが最善のルートだろうというふうに考えております。

確かに反対の方もございました。これも3月にも説明したところですが、今、実質的な飯岡のバイパスから県道の銚子旭線までの区間での反対者は今1名でございますので、その1名についてはこれからも全力で御理解を得られるように交渉していきたいというふうに考えております。ぜひとも早く開通して事業効果を出したいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、途中で。先ほどの差額ベッド料について資料が来ましたので、お伝えいたします。

特別室Aというところで、一番高いランクですが、これは2万7,000円ほどかかりますが、市内在住者については2万1,600円ということで5,400円ほど割引になっております。それで種類が結構あるんですが、一番安いところで差額室料が7,015円、ここについては市内在住者は5,616円ということで、1,399円ほど減額となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、道路の財源の問題についてお尋ねします。

約半分は合併特例債を使うということでございますが、結局借金、借金でやったら、だんだん市の財政事情が悪くなっちゃうんですよ。そんな中でどういうふうにそれを考えているのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 借金でやると財政状況が悪くなるのではないかということのお尋ねです。財政課からお答えいたします。

先ほど建設課長のほうも申し上げましたけれども、この事業の財源につきましては国の補助金、あるいは国の補助金の残りの部分について合併特例債を活用するという事で、実質的な市の負担は5分の1程度になるというふうに見込んでいるところでございます。したがって、その額であれば今の財政状況の中で十分にやっていると、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の市債の増加の関係でございまして、政務報告で平成29年度の決算見込みの概要が報告されまして、7億数千万円の繰越金との説明がありました。昨年度と比較し大幅に減っております。交付税がそして多くもらっていると言われますが、起債の交付税算入分や旭中央病院の算入分が増え、人口、道路、面積など一般的な要素の部分が減っているもので、実質的には増加していないわけでありまして、国での交付税に対する予算が横ばいの中で増える要素がありません。そのような中で健全財政を維持するためにどのような対策を考えているのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今後の財政運営に当たって、健全性を維持するためにどうかというご質問でございまして。

何度もお答えしている部分もあろうかと思っております。市の財源につきましては、まず大きな部分として市税がございまして。それと、今議論にも出ておりました地方交付税がございまして。これが大きな市の財源ということになっていくわけでございますが、そうした中で合併特例債は今私どものところで活用できているという状況もございまして。そうした優位な財源を併せて活用していく中で健全性を保っていきたくと、このように考えております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、皆さん28年度で約16億円ですか、合併したことによって交付税が多く来ているということでございまして、その中で臨財債については約7億7,000万円、これは国の、本来なら国が借金して市に交付税として配分すべきものを、市が代わって借金をしているわけなんです。そういう中では、これは国の借金分だから、これは全然関係ないんですよ。その中で約16億円増えていると、国の借金分もある。それから中央病院の繰り出しも10億円増えていると。そうすれば全然メリットないわけですが、そ

れをどういふふうに捉えるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 臨時財政対策債につきましてですよね。借金だろうというご質問でございます。

臨時財政対策債が始まりましたのは、平成13年ごろだというふうに記憶をしております。それ以前につきましては、国から地方への財源手当としまして、国の中の特別会計であります交付税特別会計のほうで借金をしまして、現金に替えて地方へ交付していたという時代がございました。それをご案内のとおり、今は地方の中で臨時財政対策債として借りた上で、その償還分については後々地方交付税でまた補填するという制度に変わったところでございます。臨時財政対策債ができる前も、もともとは国の特別会計であります交付税特別会計の中で借りていたわけで、それはやはり地方の借金という形になっておりますので、財源手当の仕方は変わりましたが、同じように地方の借金だということの現状には変わりはないので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと私の質問と違いますけれども、臨時財政対策債というのは要は課長、2回入って出は1回だと言いましたけれども、1回入ったのは市が借金したということでしょう。そんな中で、何も2回入って1回じゃないんですよ。臨時財政対策債は国に代わって市が借金した分なんです。それは国が払って当然なんです。その中で幾ら16億円増えたといったって、国の分の借金を交付税としてくれる。それから、市はまた病院には今20億円ということで、前から見たら10億円増えているわけで、そうすると交付税は全然増えない。逆に減っているというのが現状なんです。それを踏まえた中でどういう財政運営をこれからしていくのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つか質問がございましたが、まず借金について、国の借金か地方の借金かということについてもう一度お答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、臨時財政対策債が始まる前も、それは国の会計の中ではございますが、中身としては地方の借金という扱いでございましたので、そこはまずご理解をいただきたいと思っております。

それと、もう一つ大きな部分としまして、臨時財政対策債の分や中央病院の分が金額として増えているので、実質的な残りの部分として増えていないのではないかというご質問もございました。これにつきましては、残りの部分は旭市が仮に減っていたとしましても、それは全国一律で減っているものでございます。したがって、その部分を引かしても実質そんなに減っているというものではございませんので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、海岸でのハマグリ採取の（1）でございますが、確かに海岸には幾つかの看板が設置されています。しかし、一般の人たちは漁業権などについては全く分からないわけございまして、この5月のゴールデンウィークから海岸で遊ぶ子どもたちが多く見受けられます。先週の土曜日はかなり気温が高く、海岸で遊んでいる親御さんなどを見受けました。そんな中で、自分たちの認識ではなく市民や観光客の目線で周知すべきだと考えますが、いかがなのか。そしてまた、この方々に不愉快な思いをさせては旭市のイメージを悪くしてしまうわけでございます。悪くしないためにも市独自で検討すべきだと思いますがいかがか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、市民目線に立った一般の市民の方々への漁業権のご案内というようなことでございます。

当然、海岸の見やすい場所のほうには漁業権等の周知を図るための看板が先ほど申し上げたように、千葉県海浜漁業組合等によりまして設置はされております。その看板のほうも、比較的分かりやすいような表現は使われているように私ども感じております。また、そういった数等につきましても、市内の磯遊びが可能な海岸入り口付近に設置されているようになっております。議員ご指摘のように、市民目線に立った中で、市独自の検討としてそういったものを考えたかどうかというようなことでございますので、そういった意見をいただいた時には、私どもとしては関係機関のほうへ伺いまして、そういった対応をとるようにご相談をさせていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、来客者の立場に立った対応をしなければならないと考えておりますが、来客者に不愉快な思いをさせないために、地域、期間、採取方法など設定し、無料

で採取できるような取り組みをお願いしたいと思いますが、その辺のお考えをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 今（２）のほうですか。（１）のほうですよ。今の質問ですけれども。

○２０番（高橋利彦） もう時間ないから２に。

○議長（島田和雄） ２の再質問でよろしいでしょうか。

○２０番（高橋利彦） うん、時間ないから。

○議長（島田和雄） それでは、高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、地域、期間を限定して来町していただいた方にもハマグリ採取ができるようにならないのかというようなご質問でございます。

現時点ではかなり難しい問題がありまして、そういった課題を解消することによりまして、将来的には可能になるかなということと考えられます。現実には貝資源の十分な確保がまだできておりませんので、現在もハマグリの子苗の放流、または適正な管理などを行いまして、漁業生産力を増大し漁業関係者が漁業として成り立つようなものを千葉県及び海匠漁業共同組合、また市のほうもそういったお手伝いをさせていただいていますので、そういった資源が回復するまで、また、さらに年月が必要ではないかと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） 最後になりますが、毎年、市からハマグリなどの稚貝の放流の補助金を出しているわけですが、それらを検討し実のある施策につなげていただきたいと考えておりますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 現在、ハマグリの子苗等の放流につきましては、平成13年くらいから平成23年度まで実施されてまいりました。ある程度資源のほうのめどが立ってきましたので、県営事業による子苗の放流というのは一旦中止をしておりますが、海匠漁業共同組合によります単独の放流、または貝捲船団等によります自主的な放流が年それぞれ２回から３回くらい行われております。現在、市のほうで補助的な支出を行っているものはダンベキサゴ貝といいまして、通称ナガラミというものでございます。そちらのほうは平成24年から昨年まで、各年200キロから300キロ程度の子苗放流を行ってしまして、市の負担としましては3万円程度の負担になっております。その事業費は、県の事業でございまして、それぞれ県

の持ち分、漁業組合の持ち分、構成する市町村の関連します漁業者の負担割というようなもので案分されておりますので、市の負担は極めて少ないというような状況でございますが、こういった種苗放流は当然資源を守るために必要なものですので、市のほうとしても今後もまた継続して支援できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（島田和雄） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 議員ナンバー7番、有田恵子でございます。

今回の一般質問事項は四つでございます。

まず一つ目、旭市の安全・安心なまちづくりに対する取り組みについてでございます。

前回の一般質問でも申し上げましたが、市民に周知されているとおり、旭市民の中から強制わいせつと青少年健全育成条例違反の罪で逮捕者が出ました。この事件が発表されて早や3か月がたちました。念のために申し上げておきますが、公共の利害に関する問題として申し上げているところでございます。

東金市、千葉市、匝瑳市で起こった事件でございます。現在、公判の最中とはいえ、当人は保釈されております。再犯率の最も高い性犯罪である事件でございますから、実際のところ中学、高校女子生徒を持つ親御さんの心配は尽きることはございません。私も娘がおりますから、よく理解ができます。旭市の安全・安心づくり条例は、犯罪事故を防止することで安全・安心なまちづくりを担保するものでございます。児童に対して特に配慮するものとなっております。

そこで、質問です。

異例の事件が県内近くで起こったわけです。旭市の現況に鑑みて、一般市民への安心・安全はどのように確保する予定なのか。また、特に女子児童に対する安全対策については新たな強力な防犯対策があるのか等、どのようなお考えをお持ちなのか、市長にお伺いしたいと思っております。

大きな二つ目の質問事項は、消防団員の確保についてでございます。

四つ質問いたします。

一つ目は、旭市消防団第3中隊第2分団第1部から出されました一般市民向け特定記録郵便で送られました文書についてでございます。題名は消防団協力金についてでございます。内容は端的に申し上げますと、消防団に加入していない男性がいる1世帯に対して年間3万円を徴収するということでございます。私は手元にもコピーでございます。ちなみに私が住んでいる飯岡東町では、区会計の中から年間9万7,000円を消防費として歳出に上げているだけでございます。各家庭からの徴収は一切しておりません。それゆえにこのような文書を見た時に、非常に奇異に思いました。もちろん消防団への負担金は区によって多少の違いがあることは否めませんが、個人に対して、1世帯に対して3万円を要求する事態は何を根拠に、またどういった背景から起こっているのか知る必要があると考えました。この文書は消防本部、いわゆる常勤公務員、消防署からの文書ではございません。非常勤、いわゆる消防団からの文書でございます。したがって、今回の質問は消防署長に対してではなく、消防団長を任命する市長に質問を向けていきたいと思えます。

一つ目の質問です。協力金3万円というのは団員に入らない者に対する事実上のペナルティーということでしょうか。

二つ目の質問です。この3万円の協力金は入団しない者がまともに市に納めたとしたら、市の財政のどこの会計に計上されるのでしょうか。そして、それは何に使われるのでしょうか。寄附金でしょうか、具体的に教えてください。

三つ目、旭市における火災発生件数と消防団員の動員数を教えてください。これは現在の消防団員数、旭、海上、飯岡、干潟、各人員のことですので、こういった数値のことに關しては消防署長にお願いしたいと思えます。

四つ目、人口減少により消防団員の確保は困難と思われます。たくさんいけばいいのは当たり前です。誰でもそう思えます。女子も加わったらいいなと私個人なんかも思っておりますが、今後、旭消防団条例第3条、団員定数769名、これを維持できると思われますか。

以上、消防団員の確保についての質問でございました。

大きな質問、三つ目に入ります。

株式会社季楽里あさひの経営についてでございます。

旭市から委託されて株式会社季楽里あさひが経営されております。前期も今期も黒字経営という報告を受けております。しかしながら、決算書を拝見する中では、家賃の科目がございません。道の駅「季楽里あさひ」は旭市が建物、備品に対して12億円投入しておりまして、所有権は市にございます。市から季楽里あさひへの委託としての運営ということで委託費と、

むしろ市が渡して、そして家賃をいただかない。同額にして相殺された形になっているということでございます。つまり早い話、家賃は一切取っていないということでございます。今期計上されました経常利益、いわゆる我々が言う「ケイツネ」です。2,876万円でございます。2,876万円もうかったという話。ちなみに、近隣の道の駅「多古あじさい館」を例にとった場合に、委託費などはもらっていないそうです。そして地代、家賃は、きちんと市に払っているそうです。そして、なおかつ利益が出ているということでございます。

そこで、一つ目の質問でございます。

今後、この状態、つまり道の駅季楽里は、地代、家賃一切、市に支払わないということが続けるのでしょうか。

二つ目、建物、備品は全部市の所有でございます。市は——今回はちょっと市にお聞きします——市に計上されているバランスシート、BSですね。建物、備品の合計の減価償却月額教えてください。

三つ目です。家賃と相殺しているという委託費とは、そもそも何でしょうか。その内容と中身、それぞれの金額、そしてその合計幾らなのか教えてください。ちなみに、家賃のことを申し上げます。テナントで入り込んでいるアイスクリーム屋、パン屋、あさपीたい焼き屋、この三つの業者さんは家賃を払っているそうです、季楽里に。

四つ目、建物・備品の修繕費はどうなっているのか。想像すると何もしていないと思えますけれども、修繕費に対する現状を教えてくださいと同時に、その今のことをずっと続けていかれる予定なのかどうか。

最後、五つ目です。

駅長の任期は当初3年ということで決まったはずでございます。27年に途中でオープンしまして、そろそろ3年目に入るかなというところで、後任を決めるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

第1回目の公募では、結構ベテランの経験者が多数応募したと聞いております。現在の道の駅の駅長さんは公務員です。これをまだ続けるんですかと、こういう話でございます。

大きな質問事項の四つ目、津波避難施設についてでございます。

先般完成いたしました日の出山公園は、見た目立派な公園に見えます。津波に対して安心できる施設ということに触れ込みになっておりますが、質問です。本当にそうでしょうか。

一つそれに加えて質問させていただくことは、東日本大震災、3.11で確認された津波の高さはどれだけあったのかご存じでしょうか。

二つ目の質問いきます。震災直後にでき上がった避難タワー4基、三川、富浦、矢指、飯岡とございます。最後、5基とは言わないですけども、築山ができました。これらは津波に対して安心できる施設と本当にお考えなのかどうか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきまして、自席に戻ります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田議員の一般質問にお答えをいたします。

旭市の安心・安全はどのように確保していくのかというような部分で、市長の考えということであります。

先ほど高橋議員のほうからもお話がありましたように、行政としてはやはり犯罪を起こさない予防というような部分にしっかりと対応していかなければと、そのように考えているところでありまして、そのために市では市民の生活安全意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動を積極的に推進しているところでありまして、各種防犯組織を組織しておりまして、その組織の役員の皆さん方、委員の皆さん方にパトロールなどしていただくということが、今の行政の中で対応しているところでありまして、そういった面で各種団体との意思の疎通、そういった部分、そして現状、警察署ともよく連絡をしながら、犯罪の状況、そういったものを意見交換しながら予防活動に精力的に取り組んでいただきたいと、そのように考えているところであります。

消防団のことにつきましては、自治会が消防団の部については運営しているところでありますので、自治会から消防の維持費をもらって運営しているところでありまして、市としてはある程度一定の助成金を払っているわけでありまして、その年中行事、いろんな部分については実際の活動というようなことの中で、消防団が独自に運営をしてやってくれているわけでありますので、消防団団長は任命をしますけれども、団長が各分団の役員、そういったものを任命しますので、消防本部のほうから回答させますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、女子児童・生徒への新たな安全対策はどのようなものがあるかについてお答えをいたします。

学校の登下校中などに児童・生徒が被害に遭われる事件が県内外で発生しており、保護者

の方をはじめ地域の方々も大変心配をされていることと存じます。不審者に対する保護者等へのフォローでございますが、女子児童・生徒の保護者に限らず、小学生や中学生のお子さんを持つ保護者の方々へは、市教育委員会や学校での取り組みを説明しているところでございます。

また、児童・生徒が事件に巻き込まれないよう、特に夕暮れどき等に防災無線等により帰宅を促す注意喚起などを行っております。

また、児童・生徒が不審者に遭遇するのは主に登下校の時間帯であることが統計上からも出ておりますので、登校時には指導主事等が定期的に早朝パトロールを実施しており、また、下校時には夕方6時まで、市の事業として雇用しているスクールガード・リーダーが市内を巡回し、下校を見守っております。

さらに子ども110番の看板設置、新入学児童への防犯ブザーの配布、不審者メールの配信等により、保護者等との情報共有など被害の未然防止に努めているところでございます。

今年度新たな取り組みの予定は現在のところはございませんが、今申し上げました取り組みについて継続、発展を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、2番、消防団員の確保についての内容で（1）協力金は団員に入らない者に対する事実上のペナルティーではないかと、この質問に回答させていただきます。

地元部での取り決め事項でありまして、消防本部といたしましては、その内容は把握しておりませんでした。しかし、問い合わせをいただいたことから、聞き取りをいたしました。部での取り決めの金額であって、決して罰則のような強制的なものではないということでございます。

続きまして、（2）この協力金は市の財政のどこに計上されるのかということでございますが、市、消防本部には計上されませんので、使用されることはございません。

続きまして、（3）昨年の旭市における火災発生件数と消防団員の動員数についてでございます。平成29年の旭市での火災の発生件数は26件でございます。この火災に消防団員が出動した人数でございますが、延べ人数970人でございます。

なお、市内の団員の数でございますけれども、各地区ごとに旭地区329名、海上地区143名、飯岡地区143名、干潟地区143名。

そして（４）人口減少により消防団員の確保は困難と思われませんが、今後消防団条例第３条の団員定数769は維持できるのかというご質問であります。消防団員は地域の安全・安心を守る消防防災の任務に献身的についていただいております。災害対応時の団員数を勘案しまして見直しを進め、組織の強化と維持可能な地域防災体制の確立に向けて、実態に即した団員定数として769名に改正を行いました。消防団の確保につきましては、困難なこともございますが、企業や各種団体に勤める者を含めまして、地域住民が入団しやすい消防団の組織環境づくりを進め、団員定数を維持できるように活動してまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、株式会社季楽里あさひの経営についてということで、まず（１）でございます。

これまで市が季楽里あさひへ払うべき施設の維持管理費と季楽里あさひが市のほうへ支払うべき施設の使用料となる地代、家賃相当額がほぼ同額となりますので、相殺されるということで処理させていただいております。開業前に想定した金額ですが、公的面積部分の維持管理費が2,090万円、それで営業部分の地代家賃相当額は2,100万円ということで見込んでおりまして、それで相殺させていただいておったということです。

今回、本定例会の冒頭で報告事項の補足説明で説明させていただきましたが、開業後２年半経過して、実質の維持管理費も見えてまいりましたので、平成28年度の公的面積部分の維持管理費が約1,500万円ということになりますので、この結果を受けまして、平成30年度、今年の４月以降からは維持管理費と地代、家賃相当額で差があるということで、差額600万円を年額、月額にしますと50万円を市のほうへ納付していただくということになりました。

（２）の建物は市の所有ですけれども、減価償却の月額はどういうことですが、一般会計の所有ですので減価償却は当然行っておりませんが、施設整備した時の事業費からの参考数値ということで申し上げますと、建築外構、機械・電気設備工事費等で約1,760万円と、厨房設備等が約860万円ということで合計2,620万円、月額で218万円。このうち季楽里あさひの営業面積相当分では約2,100万円と、月額に直しますと175万円ということになります。

（３）の会社３店舗払ってということでした。この会社、季楽里あさひのほうで３店舗のテナント分の家賃相当を利用料金を会社の収入にしていますよということで質問ありましたが、これにつきましては、道の駅の設置及び管理に関する条例の第12条に、そのまま読ませていただきますけれども、「利用者は」と、これは３店舗のことですが、「指定

管理者」これは季楽里あさひのことですね。指定管理者に、その利用に係る料金を支払わなければならないと。指定管理者は利用料金を自己の収入として収受すると。利用料金の額は旭市使用料及び手数料に関する条例に定める使用料の額の範囲内ということで規定されていますので、その条例に基づいた処理がなされているということでご理解いただきたいと思います。

それと4番目、修繕費20万円で区分しているということで、それはそのまま続けていくのかということでしたが、これはこのままいきたいというふうに考えております。

5番目ですね。駅長の任期3年だがというお話がございましたが、私どもの理解といたしましては、駅長に3年の任期ということにはなかったというふうに理解しております。ただ、社員の定年に関する規定というものがあまして、これは就業規則に定められておりますが、満65歳と定められております。後任は公募かという質問もあったと思いますが、これについては会社の人事でございますので、ここでの発言は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私からは大きな4番目の津波避難施設について、日の出山公園と避難タワー、津波に対して安心できる施設かというご質問に対して、お答えをさせていただきますと思います。

まず、日の出山公園の構造についてでございますが、構造につきましては、国土交通省において津波工学、海岸工学、地盤工学等を専門とする有識者からなる検討会でまとめられた津波防災地域づくりに係る技術検討報告書を基にして設計を行っております。高さにつきましては、千葉県が平成25年に作成、公表した海岸線に高さ10メートルの津波が襲来した津波シミュレーションに基づき設計を行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、まず構造についてでございますが、築山が津波によって削り取られないことが求められておりまして、角度30度を超えるのり面においては、その対策を行うこととされておりますが、旭市のこの築山ののり面の角度は23度でございますので、津波の影響が少ないことから、対策が必要な構造部とはなっておりません。そのようなことではございますが、日の出山公園の築山の底辺部は液状化対策のため地盤改良を行っておりまして、それが結果として津波に対しても、より強固なものとなっているところでございます。

次に、高さについてでございますが、千葉県の10メートルの津波が襲来したシミュレーションによりますと、この公園に到達する津波は地盤面より1.5メートルの高さでございます

が、築山の高さはご承知のように7メートルを確保しているため、十分なものとなっております。以上のことから、まず日の出山公園は津波に対して安心できる施設となっております。

ここで併せて3.11の時の津波の高さといったようなご質問がございましたので、回答を申し上げます。承知のように平成23年3月11日、14時46分に大地震がございまして、第一波が15時50分、1時間ほど後に来ました。2時間ほど後に、16時55分、第二波が来まして、それから第三波、これは2時間半ほど後の17時20分に第三波が来たわけですが、これが最大の津波高でございまして、7.6メートルあったというふうに記録が残っているところでございます。

続いて、(2)のほうの避難タワーの関係でございます。市で建設いたしました避難タワーにつきましては、国土交通省及び国土技術政策総合研究所により提供された「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計等に係る追加的知見」の基準に基づいて設計をしております。避難タワーはこの基準を満たす構造であり、津波の波力または波の圧力、浮力に耐えられるものとなっております。さらに津波に耐えられるよう水の流れを通りやすくするため、壁や床材を設けない骨組みだけの構造としておりますし、漂流物の衝撃を減らすため、タワーの形状を六角形にしたり、スロープ自体が漂流物から躯体を守る緩衝材としての役割を果たすなどの工夫もしてあるところでございます。そのため避難タワーにつきましても、十分津波に対して強度を有するもので安心できる施設でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございません。先ほどの回答の中で漏れがございましたので、お答え申し上げます。申し訳ございません。

先ほど消防本部のほうで答えました(3)旭市における火災発生件数と消防団員の動員数についてという中で、各地区ごとの団員数をご説明いたしました。そのほかに上席役員として11名、つけ加えさせていただきます。

旭地区329名、海上地区143名、飯岡地区143名、干潟地区143名プラス11名ということでございます。訂正させていただきます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 2回目の質問に入ります。

安心・安全なまちづくり、先ほど教育課長からありましたけれども、新たな取り組み、まだ考えていないというような話なんですけれども、今回異例なこの事件がということで、近辺に起こっております。従来のやり方、今までのを聞いておりましたら、声かけだとか、追いかけられたとか、そういうのが大半占めているというのが旭市の現状だということなんですけれども、塗り替えられましたから、これはちょっと新たな取り組みやっていただきたいと思えます。保釈中というのも警察は知りませんでした。そういうことも必ず連携を警察もやっていただきたいというようなことでございます。早朝パトロールとか従来のことだけにこだわらないように新たな取り組み、ぜひお願いしたいと思えます。これ回答不必要でございます。

2番からいきます。

○議長（島田和雄） 続けてください。

○7番（有田恵子） 消防団の確保について、2回目の質問いきます。

先ほど消防署長の話ではないという、これは本当にそうだと思います。これは確認としております。でしたら消防団の話なんですけれども、現実には消防団員が各家庭に行き、この文書を出した後、追い打ちをかけるように徴収金を2名か3名で自宅に行き徴収しているというような現状があるわけです。これに対して、元団長、市長なのか署長なのかどちらか答えていただきたいと思えます。これは、こういう文書をまず撤回していただきたいということと、これを正確に言ったら、こういうのは恐喝に当たるんじゃないかなと思うんですけれども、これはちょっと対策は考えていただきたいと思えます。

○議長（島田和雄） 有田議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 各部の運営については、各部のやっぱりさまざまな歴史と伝統がありまして、どのような運営、そしてどのような活動を区が応援するのかという部分は、部とその地域の区のそれぞれ歴史があるわけでありますので、市としてこうしろ、ああしろ

という、こうしたほうがいいではないかという指導ぐらいはできると思いますけれども、あと区の自主性に任せる以外はないのではないかというふうなことで、ずっとそのような状況だったわけですが、今回は少し消防長、消防本部のほうから、その当該の部に話を聞かせてもらいに行ったというようなことを聞いておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 市でもない、消防署でもない、これも理解できております。しかしながら、こういう消防団の勝手な動きといいますか、これはちょっと、やっぱりどこが管轄するかきちっとしていただきたいなと思うところがございます。私はその消防団に対してけちをつけているわけでは決してございません。本当に皆さん、もっと人員がそろったほうがいいと思っているわけです。だけでも、こういったやり方、これはいいと思いますか、このやり方。こういう文書を出して、そして2人か3人でそろって行く。これをどう思いますか。やめさせますか。どっちに言っていていいか分からないんですけれども。

○議長（島田和雄） 有田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） ご質問についてでございますが、各地域のルールでありまして、先ほど来、回答させていただいております、直接行政が関与できる場所ではないものであると考えております。しかしながら、この文書に関しましては、その後私どもからの申し入れで、団員の方が撤回をしております。それを私どもは聞いておりますので、その後はどのような対応がとれたか結果は詳細には分かっておりませんが、例年どおり各地区を回って勧誘をということは聞いておりますが、その結果については承知しておりません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それで結構なんですよ、私としては。要するに、新しく入ってこられる方が、そもそも地方というのは人口減少、どこでもそうですけれども、新しく入ってきていただきたい中で、こういうことが起ったら、まちの人って、私も都会派なんですけれども、びっくりしますからね。人口を増やすと思ったら、もうちょっとやっぱり仲よく、村八分になるような可能性のあるようなことをやっぱり避けて、やっぱりもっときれいな形で団員募集をかけていただきたいなという願いがあるだけなんです。管轄がちょっとよく分からない。勝手に動いてしまったということで、反省しているということも聞きましたけれども、撤回していただいて。もともとそういう状態に陥る、そういう団員を募集かけるに当たって、そ

ういった切羽詰まったようなことをさせていること自体も、やっぱり本庁として、本部として考えていただきたいなということは申し上げたいなと思います。ここはこれで以上でございます、消防団。

○議長（島田和雄） それでは、次の質問、続けてください。

○7番（有田恵子） この株式会社季楽里については、ちょっと時間はかけたいと思っております。

課長、これは係は企画ですよ。非常に分かりづらい回答でございましたね。私は長年、株式会社の経営者もしております、こういう会計も報告書を毎回いただいております。あり得ないと思いますよ、こういう委託費。委託費というのは、具体的に何なんですか、お分かりになる方。さっきちょっと何を言っているか分からなかったんですけども、委託費。光熱水費が委託費ですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 季楽里あさひとは指定管理ということで契約をしております。

それで、先ほど言いました内容といたしましては、電気設備や浄化槽設備などの保守点検費用、清掃業務、施設警備、光熱水費などの公的面積相当分、要は市のPRに関して業務をやっていたとか、トイレの部分の清掃をしていただくとか、そういうこともございます。それらに伴う人件費も入れて合計しまして約1,500万円ということが計算上出てきます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） コンビニを想像していただいたら分かるんですけども、コンビニでこのコンビニでも全国トイレありますよ。トイレ。駐車場もございますよね、どこも。ごみ箱まであつたりしますよ、外に。同じですよ。この水道光熱費をメンテ代で市が払うとかいうような話、これはおかしいじゃない。警備員のを払うと、これみんなこの会社、我々そうですけれども、全部自分の会社で賄っていますよ。何をこれを委託費とか指定管理費とか、とんでもない話です。多古町のあじさい館、そんなものはもらっていませんよ。家賃は払っていますけれども。

結論から言いますね。この季楽里あさひの経営、これもう赤字が出ようがない、出したくても出ないというぐらいの市の優遇策がとられ過ぎています。それだったら株式会社なんかにはするべきではない。指定管理者、第3セクター、そして株式会社にやらせる。だったら

きちっとした会計、株式会社のやっている会計をやるべきだと思いますよ。そもそも全部貸す、あるいは季楽里全部12億円で足りたか知りませんが、売るとか、きちっとした形。2,800万円の利益が出ましても、家賃が出るでしょう。家賃計算、今ざっとしましたら2,500万円の家賃になりますよ、減価償却が2,500万円ですから。2,400万円かな。要するに家賃ちゃんときちんとしたことを普通のことをやった場合は利益出ていない。むしろ言いましょうか、赤ですよ。

もう一つ言いますね。だんだん時間がなくなってきましたけれども、物品販売、これは委託ですよね。委託。農家の人が持ってきて、レジでバーコードを打って、工芸品を作った人はバーコードで自分で打って、バーコードの何ですか、あれ、1枚1円で買わされてとかいうような話で全部持ってきて、何して、全部手間を業者の方がやっていて、店内の人が別にそんなにやっているわけじゃない。委託販売の中でもしもとられた場合、万引き多いです。コンビニの万引きは売上げの約1%と言われていています。私の所に電話がかかってくるんですよ。業者さんから、とられて困ると。せっかく自分が丹精込めて作っているのに、安いのは売れるんだけど高いいいもの、4,000円の置いていたやつが全部なくなっているとかいうような、これのこういうところがどこに会計で出ていますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

○7番（有田恵子） もうちょっと説明したい。端的に言います。万引きによるロスのお金はどっちが持っていますか。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それは季楽里あさひのほうで負担しております。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 季楽里あさひがお金を払っているの、全部。補償していますか。保険かけてとか、どういう形で、それどこで発覚して分かりますか。レジに通して野菜なら何%、工芸品なら25%か、15%から25%、商品によりますけれども、15から25までの上乘せされたやつがレジに通りますよね。通らないのは分からない。これはどういう仕組みに。じゃ、何で業者さんがみんな怒るんですか。とられたもの全然補償してくれないと文句言ってきましたよ。今の話と全然違う。それで保険掛けてくれと言ったら、それで堀江駅長が怒ってきたという話、そんなことできるかなんて、そういう話、社長がおられますね。

○議長（島田和雄） 有田議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 盗難の場合ですけれども、生産者が搬入した数と駅から支払った数が誤差が生じた場合には、やはり生産者は私の品物がなくなっちゃったと、駅長が職員にそうやってきつと言うと思います。そこで盗難したかしないかというのが分かるわけで、それはきちっと季楽里あさひのほうで生産者に代金は弁償しているはずであります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今の話、レジを通った。通って、通っていないやつが棚卸でないということの確認はとっているということでもいいですか。

○議長（島田和雄） 有田議員、4回目の質問は終わりましたので。

○7番（有田恵子） 終わりましたか。

○議長（島田和雄） 終わりました。次の質問に移ってください。

○7番（有田恵子） そういうことで、あと確認とらせていただきます。

○議長（島田和雄） 次の質問に移ってください。（2）ですね。

○7番（有田恵子） （2）建物は市の所有。減価償却は幾らですか。すみません、建物が幾らで備品が幾らで、分けてお願いします。

○議長（島田和雄） 有田議員の再質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、個々の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、総額ですけれども、建築、外構工事、機械、電気設備工事等で1,760万円、厨房設備等で約860万円ということで、これで合わせて2,620万円という計算が出ますが、このうち季楽里あさひの営業部分、ここの部分が家賃相当として計算されている2,100万円ということになりますので、全体が全部減価償却するからといって、それが全て家賃相当となるわけではございません。といいますのも、道の駅は駐車場の部分とトイレの部分については、当然道としての扱いということで、24時間休憩できて24時間トイレに入れるということで、道という認定になって、ですから道の駅という認定がとれるわけでございまして、あれはあくまでも季楽里あさひがあそこを営業しているわけではございません。それに付随する施設で営業をするという考え方になりますので、全体総額が家賃相当に反映されるわけではございませんので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 同額だから文句言っているわけじゃないですよ。正確に教えてほしいと

ということだけなんです。そもそも道の駅駐車場とありますけれども、そんなコンビニでもみんな駐車場ありますよ。どんなホテルでも物すごい駐車場ありますよ、どこでも。そういう道の駅だから駐車場がどうやら、トイレがどうやらというような話は、24時間体制でやっているところは幾らでもありますからね、道の駅でなくても。薬局でもそうですよ。だから今、もう家賃と同額とか合わせる必要ないです。建物の減価償却をつけているわけでしょう。つけていないんですか、市は。自分の建物でしょう、市の。自分いうか、私たちの。いいですか。

○議長（島田和雄） 有田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 市の財産であって、そちらについてその償却といえますか、資産のほうどうなっているかというご質問だというふうに理解しましたので、財政課のほうでちょっとお答えしたいと思います。

ここで今お答えしますのは、市の財産であります道の駅全体の部分ということになってまいります。そこには先ほど来、企画課長が申し上げておりましたトイレの部分だったり、駐車場の部分だったり、道の駅の物販の部分だったり、全体ということになってまいります。あと土地の部分も含めてということになってしまいますが、そうしますと28年度末の資産の残高としましては、約10億4,900万円ほどの資産ということで計上しております。償却でございすけれども、28年度の償却額としましては、全部合わせますと4,700万円ほどという形での計算にしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そうすると、純粹に考えて、本当に純粹に道の駅の株式会社季楽里さんがやるという部分だけでも、少なくとも概念的に市が委託していると、それは分からないこともないんだけど、市の宣伝で、必要でしょう。しかし、純粹にどこの会社でもやるようなことですね。会計上のことの分に対しては、全額とは言いませんけれども、やっぱり家賃をもらう。もらわなかったら、もう売却して、売って、そうしたら嫌でも減価償却計算していきますよ、株式会社は。だから、でないとおんぶにだっこ、頑張ろうという、もう成績、赤字出てもどうせ市役所に助けてもらえる、こういうようなこと。つまり我々の納税者が負担するということになるわけですよ。働くインセンティブも何も、やっぱり後退しますよね、それじゃ。それじゃ困りますね。今まだ3年だからいいですよ。4年目、5年目、

こんな考えでやっていたら衰退します。売上げは落ちると思います。もう人間が楽しんで、何でも助けてくれるなんて思ったら、絶対に潰れていきます、会社は。そうならないように、市もやっぱり当たり前のことをするべきだと思っているんですけども。

それで、次の年から幾ら家賃もらいますか。それとも、幾らか戻してもらおう予定はございますか。

○議長（島田和雄） 有田議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 平成30年度4月から毎月50万円ということで、年間600万円を予定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 5番目の駅長の所からいきます。いいですか。

○議長（島田和雄） はい。

○7番（有田恵子） 駅長に、駅長の前は1回目、第1回目、最初は公募でということなんですけれども、いろんなベテランの方がスーパー経験者の店長とかがいらっしゃった。みんな落ちて公務員の方がなったということになっていますけれども、この3年は当初から3年、これは市が結構支えているなという感じがいたしますね。でも、これから勝負かかった時に、本当に商売をやっていく人でないともたないと思いますよ。道の駅はみんな黒字じゃないですよ。すごい赤字出ている所はいっぱいありますよ。怖いことが起こると思います。店長、駅長、これはすごく大事なところにかかっていると思うんです。ぜひ、提案ですけれども、これも同じ人とかいうよりも、65歳定年ですか、もっと若い人を民間経営をやった方をきちっとした公募でやっていただきたいなというのは、私は市民ですけれども、その業者で入り込んでいる人たちの意見が非常に多い。そういうことを言ってほしいと言われておりますので申し上げたところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 駅長の件でありますけれども、これは会社の人事ということもありまして、取締役会できちっと次期の駅長については議論して選任をしていきたいと、そのように思っている次第であります。ただ、定年が65歳ということに服務規程でなっておりますので、65歳で定年ということは守っていききたいと、そのように思っておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 私はきのうも道の駅へ行って買い物して、物すごく行って、週に3日4日ぐらい買い物していますね。だから結構詳しいんですよ、道の駅、どんな分野でも。駅長、何か社長みたい。社長って、明智市長、何か社長みたいですよ。本当に。何か乗っ取られていませんか。本当にですよ。私はそれ、非常に心配しているわけなんです。あの方は言うこと聞きませんよ。

（発言する人あり）

○7番（有田恵子） いや、個人攻撃、違いますよ、これ。私は、売上げを上げていただきたいと思うから買い物しているんです。そうですよ。私が一番多いんじゃない。違うんですか。買うものがないから道の駅に行っているような人間なんですけれども、そういう話がいっぱい出てきていましてね。またこれも言ってほしいというようなこと、一言悪口を言ってほしいというようなこともありまして、実体はそんな感じで、それで公募をお願いしたいなと思っているわけです。これで株式会社季楽里を終わらして、最後へいきます。

○議長（島田和雄） いいですか。答弁いいんですね。

じゃ、次の質問続けてください。

○7番（有田恵子） 今私はこの津波ハザードマップ、これは市のどこが、企画が出したの。企画、総務。

（発言する人あり）

○7番（有田恵子） 総務から出しているというハザードマップ、これはどうやってこしらえたかというようなことも書いてあって、1703年、元禄大地震を基準にしてハザードマップ、津波警報が来た30分後の話をここにシミュレーションやっているわけです。それで、先ほど総務課の課長にお聞きしたのは、実は津波何メートル来ましたかというのは旭市じゃないんです。旭市は7.6、こんなのは有名な話、誰でも知っています。東日本のこの前3.11の中で何メートルが来たかご存じですかということをお聞きしたかった。どうですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

手元の資料によりますと、一番高い津波は福島県の富岡町というんでしょうか、20メートル強の津波が来ている所でございます。ただ、議員もご承知かと思いますが、こういった地

域につきましてはリアス式海岸といいますか、入り江があって津波というのは奥へ行けば、どんどん津波高は高くなるわけでございまして、旭市のようにこの田園として開けた地域につきましては、奥地に行けば当然としてどんどん低減していく、そういったことでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 福島県富岡町、これが21.1メートルが最高でございまして、3.11、15メートルを越えた所が5か所ございます。そして12メートルを超えた所も5か所、合計10か所、12メートル超えた所。それで、旭市の避難タワー、三川、富浦、矢指、飯岡、これはグラウンドレベルからいったら8とか9とか、標高で言ってしまうと十二、三メートルかなというところなんです。15メートル以下です、全部。それで避難棟。あの避難棟、鍵かけて毎月メンテ代がいて、高い所を登って、あそこを登って海を見たいなを思っても鍵かかっていますから。あれ、一生使わないと思いますけれども。このハザードマップ、誰が作った。総務課。これは誰が作ったの、案。

○議長（島田和雄） 有田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

まず、ハザードマップについては、恐らく今お手元の資料は第2弾かと思います。第1弾につきましては、千葉県が想定した津波、要はこの海岸に10メートルの津波が来た場合、浸水エリアはどこまでかというのが第1弾でございました。そして今年3月に国交省が、これは法律に基づきまして、過去の延宝地震とか元禄地震とか、または今後来る相模トラフと、もちろん3.11、東北、あの太平洋沖地震のほうも入っておりますが、そういった過去の地震であったり、今後想定される地震を想定した国交省のデータに基づきまして、もちろん特殊な業務でございますから委託であります。総務課のほうで作成をさせていただいた資料でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今回質問しました避難タワーの所なんですけれども、避難タワーというのは今四つあって、築山を入れて五つになるんですけれども、こういうのは地域地域、その自治体の環境に応じて造るよという指図があって、お金がもらえたということ聞いておりますが、今おっしゃった、課長、国交省の基準がどうか、その国交省の基準でやるん

じゃないんですよ、これ。旭市の現状、実情に応じてやるべきだという指針があったんですけども、知りませんか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 市のタワーのほう、千葉県のシミュレーションによる津波高ということで、現在旭市では4か所の避難タワーのほうを設置してございます。その各タワーの場所の津波高さ、それは海拔5.9メートルから8.1メートルの津波になるだろうと。4か所の現実設置したタワーの高さは海拔12.6メートルから13.9メートルでございまして、いずれも4か所とも安全であるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 津波ハザードマップ、これは隅から隅まで私は読んでいるんですよ。それでその書いている言葉を言いますよ。「迷わず海岸、河川から遠く離れ、そして高い場所に避難すること」。四つの避難タワー知っていますか。海岸の真ん前にありますよ。あの海のね。家というのは、その北側にあるんですよ。わざわざ海に向かって下がって行って、車椅子なんか行けるとか言って、あんなの嘘です。あんな、大変ですよ、あれ行ったら。1回やってみたら分かりますけれども。迷わず海岸、河川から遠く離れる、そして高い場所に移る。あまり時間がございませんので、ちょっと申し上げたい。この避難タワー四つ、そして日の出山、これは合計一つが4,000万円掛ける4、1億6,000万円、今度2億8,000万円。4億5,000万円もかけてそんなことするより、高い、迷わず海岸から離れると。とにかく高いほうに向かって走る、あるいは車で行く、そのための避難道路をこしらえるべきだと思います。もっと早く、もっと本数を増やして。こんな海岸、津波が来たら、わざわざ海のほうに向かう、そんなばかなこと人間、本能的にしませんよ。ちゃんとそれをここに書いてあるじゃないですか。河川から、海から遠く離れて、そして高い場所に避難して向かう。自分で書いていて、そして書いている自治体はこれ、海辺にこういう鍵がかかったような避難タワー、何か矛盾していませんか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

避難タワーまたはこのたび造りました築山、この施設が未来永劫、避難施設として使われないことを願っているところでございます。ただ、あくまでも、いざという時に逃げ遅れた

方、小さな子どもさんだったり、高齢者の方だったり、全く道路環境等を知らない市外から訪れた方等が逃げ遅れた場合、万が一のために造った施設でございます。例えば、尊い命が一人でも助かれば、それはそれでいいのかなと思っております。そして避難道路のお話もございました。これはまさしく今現在、一生懸命地権者の同意をいただく中で進めているところでございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） この避難タワー造って大失敗と言っている自治体はいっぱいありますよ。3分しかないんですけれども、最後に申し上げたい。もうちょっと、先ほど三川のお話もありましたよね。有効活用、費用対効果、いろいろ考えて、税金ですからね。これは国からもらった復興資金でやったとか言いますけれども、私は毎年復興資金、税金250万円払っていますよ。これは、ただで来ているのと違うんですよ。市民の犠牲で税金が払われてやっているわけですから、費用対効果、これは本当にどうでもいいんだ、国からくれるのは使ったらいいんだ、そういう考え方、私は毎回言っていますけれども、典型的な例がこれだと思いますよ。避難タワー。国からくれるから自分の所はそんな払っていないからいいんだ。とんでもない話ですよ。税金を払っている人間はいるんですよ。

もう少し考えて一番何がいいか、税金もらったらもらったでいいですよ。何が市民にとってベストか、何を造ったら一番いいか、業者をもうけさせるようなことはやめてください。市民のために考えて、こういう箱物施設を造っていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（島田和雄） 答弁はいいですか。

有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 高橋秀典

○議長（島田和雄） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（5番 高橋秀典 登壇）

○5番（高橋秀典） 議席番号5番、高橋秀典でございます。

島田議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、先般報道にもありましたように、またもや児童虐待による痛ましい死亡事件が発生いたしました。平仮名の練習帳に書かれた手紙の内容に何ともやりきれない気持ち、深い悲しみと憤りを覚えた方も多いと思います。統計によれば児童虐待は近年増加傾向にあり、虐

待による死亡件数は1週間に1人とも言われております。虐待を防止するための諸制度の整備も話題に上りますが、私は行き過ぎた個人主義、いわば自分勝手主義の蔓延とエゴの増大に起因するところが大きいと考えます。今こそ親子のきずな、家族のきずな、また地域、社会のきずなを取り戻すことが私たちに求められており、大人のエゴによって子どもたちの命、未来が奪われることのない倫理社会の実現を強く願うものであり、各種団体、また、機関の強い連携をお願いするものであります。この場におきましても、そうしたきずな、地域社会のつながり、そしてコミュニティの存続ということを念頭に一般質問を行わせていただきます。

まず1、自治会の存続に向けてということではありますが、あえて存続という言葉を使わせていただきました。地方自治体の存続ということは、地方創生とともによく聞かれるわけですが、自治会、行政区の話でございます。近年、区への加入率の低下が進行しており、中にはこの数年で切実な財政難に陥り、存続が懸念される、そういった声も聞いております。区はコミュニティの根幹をなすものであり、本市の行政事務の中でも区の存在によるところが多く、加入人口の減少は看過できない問題であると考えます。

そこで、(1)自治会の加入状況について、本年度の自治会の加入割合についてお示しいただきたいと思っております。

また、(2)自治会の財政状況について、市はどの程度把握しているのかお伺いします。

次に2、開発許可制度施行前に開発された分譲地の諸問題についてであります。

すなわち昭和50年3月以前に造成された民間分譲地の道路等のインフラについてであります。老朽化が顕著であり、中には劣悪と言えるような状況もあると聞いております。これらの道路等は公道につながる私道であります。利用の実態からすれば、その多くは公共性があるものと言えます。しかしながら、こうした道路は共同所有となっているため、所有権者の合意形成が難しく、公道への通り抜け可能であっても、市道としての認定が困難であると思われまます。

こうした古い大型の分譲地の現状について、まず(1)市としてどのような課題が生じていると認識しているのかお伺いします。

また、(2)として、こうした地域の道路整備等について、市ではどのような対応をとっているのか、助成の内容や条件等を併せてお伺いします。

次に、3番として、河川、農業用水への家庭雑排水流入の現状について伺います。

ここでは以前にも雨水の関係で質問いたしました新川より西の地域、特に都市計画におい

て用途地域になっております国道周辺地域からの排水についてお伺いしたいと思います。

まず、(1)として、この地域からの排水は明治川や農業用水路を介して新川に流入しておりますが、この付近における新川の水質は他の地域に比べてどうであるか、お伺いたします。

また、(2)として、この明治川であります。干潟小学校付近から新川に流入する間は農業用排水路ということでもありますけれども、実体としては、この地域の家庭からの主な排水先となっております。現状、汚泥が蓄積し、そこにヨシが生えた結果、悪臭や景観の悪化など周辺の住環境に悪影響を与えております。この明治川について、排水の負担を含め、どこがどのように管理しているのかお伺いします。

1回目の質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から大きな1番の自治会の存続に向けての(1)自治会への加入状況はと、市では自治会の財政状況を把握しているのかというご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、加入状況でございますが、旭市には現在156の区、自治会がございます。平成30年4月1日現在、旭市全体の世帯数は2万5,947世帯、うち区等への加入世帯数は1万6,189世帯でございます。加入率は62.4%となっております。

続いて、(2)の財政状況を把握しているかとお尋ねでございますが、自治会等は昔からその地域の住民同士が親睦を図りながら、それぞれの地域の実情に即して自主的に活動していただいている団体でありますので、市では自治会等の事業内容や財政状況等については把握してございません。ただし、市と各自治会との連携のため、自治会の役員や会員数等についてはご報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） 私のほうからは、大きい質問の2、開発許可制度施行前に開発された分譲地の諸問題について、(1)開発制度前に開発した分譲地でどのような問題が生じているか。これは昭和50年3月以前に造成された民間分譲地のインフラについて、現在どのような課題があると考えられるかというご質問かと思っております。

現在どのような問題が生じているかということですが、宅地開発で築造された道路部分、これの所有が、先ほど議員のほうからもお話ございましたが、個人の共有名義となっているという分譲地がありまして、経年劣化により舗装及び排水施設の機能が低下し、補修工事なども実施されていない状況が見受けられます。

また、現行における宅地開発の制度と比較しますと、制度前に開発された分譲地については、排水施設などの処理能力が一部不足していることなどが問題となっているというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課のほうから（2）分譲地対策事業についてのうちの初めに1番目の民間の分譲地内のインフラ整備など、どのような対応を行っているのかと、そして助成の内容と条件はどうかとのご質問についてお答えいたします。

基本的には分譲地内の私道の整備は、地権者の皆様をお願いしているところでございます。しかし、旭市では私道の整備促進と生活環境の向上を図る目的で、私道の整備を行う者に対しまして、旭市私道整備助成事業補助金を交付する制度を創設しております。この制度の内容につきましては、工事費の2分の1以内で150万円を上限とする補助事業でございまして、この補助事業の要件といたしましては、所有者全員の同意が必要です。それと幅員が4メートル以上で私道に接続する道路が整備されていること、それと排水施設整備の場合は流末排水に支障がないことなどとしております。

また、市のホームページでも掲載しておりますので、閲覧等よろしくお願ひしたいと思います。

なお、緊急時は簡易的な補修等につきましては、建設課では資材等の支給をするなど臨機応変に対応しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは3番、河川・農業用水への家庭雑排水流入の現状についてということで、（1）番、新川以西の国道地域において新川から明治川に流入している、その辺りの水質の関係ということでお答えをいたします。

市では河川の水質検査を例年夏と冬の年2回実施しておりますので、その結果に基づき新川、明治川の測定結果についてお答えいたします。

なお、測定結果として河川の汚れを示す指標でありますBODの値を申し上げますけれども、新川のBODの基準値は5ミリグラム／リットルとしておりますが、明治川には基準は定められておりません。平成29年度、新川は上流、中流、下流の3地点で検査しました。夏の時期は上流が5.2、中流は5.0、下流は3.1、また、冬は上流が5.4、中流が17.0、下流が5.7という結果でした。なお、この数値の単位は全てミリグラム／リットルとなります。この測定結果からは冬期中流地点におきまして、水質が特に悪いという状況でございます。

また、明治川につきましては、同じく平成29年度ですが、下流地点のBODの値は夏は6.8、冬期は25という結果でございました。

この冬期にBODの値が高い原因としましては、新川、明治川いずれも農業用排水路であるため、冬は水量が少なく家庭雑排水の流入の影響を受けやすいことや、また、明治川は川底に泥土が堆積し流れが悪いことなどが要因と考えられます。この公共水質検査の測定結果につきましては、ホームページでもお知らせしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは（2）の都市計画区域内における今後の対策について、まず明治川の状況につきまして、お話をしたいと思います。

明治川は千葉県が昭和53年から55年にかけて、県営かんがい排水事業大利根地区で農業用排水路として整備された河川でありますので、整備後は千葉県から管理を委託されました干潟土地改良区により管理がされております。排水の負担金につきましては、管理を委託されている干潟土地改良区が徴収を行っております。徴収の内容につきましては、住宅等新築時に一度徴収するような形で運営が行われているようでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋秀典議員の一般質問を行います。

高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、1番の自治会の存続に向けてということですが、本年度自治会の加入割合が62.4%ということでお伺いしました。それでは、自治会の加入率、10年前と比べてどうであったのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

10年前との比較でございますが、平成20年4月1日現在の旭市全体の世帯数は2万4,268世帯、うち区等への加入世帯は1万7,174世帯で、加入率は70.8%でございました。この10年間で市全体の世帯数は1,679世帯増加しているものの、区等への加入世帯は先ほど申し上げましたが、989世帯減少しており、加入率も8.4%減の62.4%となっております。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 件数は増えているのに、これだけの減少があるということで、ちょっとびっくりしたんですが、28年の第1回定例会でもお伺いしました。この際は64.8%ということでしたので、着実に加入率は下がってきているというのは現状ではないかなと思います。

そうしますと、これは行政運営の上でも支障が出てくるのではないかと懸念するのですが、低加入率の地域についてどのような傾向があるのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

加入率の低い地域の傾向ということでございますが、これはそれぞれの地域に特性があり、原因が同一であるとは限りませんが、市街地等、アパートなどの集合住宅が多く存在する地域や振興住宅地等を包括する地域におきまして、低い傾向が見られます。一時的な住まいとしてアパートに居住している方、または他地区から転入された方が地域コミュニティの必要性を理解していただけない等により、区へ加入していない状況があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ただいまのご答弁ですけれども、見解を同じくするものであります。こ

の加入促進につきましては、2年前にも定例会でお願いしているわけでありまして、現状におきまして加入促進について、市としてどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 加入促進のための市の取り組みについて回答させていただきます。

自治会への加入促進につきましては、それぞれの区においてお願いをしているところでございまして、市ではその活動のサポートを行っております。市では現在、市民生活課の窓口におきまして、新たに転入された方に自治会への加入をお勧めするチラシを配布し、区への加入をお願いしております。

また、今年度は区の方々が個別に勧誘しやすくなるため、これまでのチラシをより見やすく分かりやすく改訂し、区長会の総会におきまして、区への勧誘にお使いいただくようご説明をしたところでございます。現在まで4区からチラシを活用したい旨の要望があったところでございます。そのチラシでございますが、こちらでございます。遠くて見づらいかもかもしれませんが、区自治会加入のご案内、「ふれあい・助け合い・支えあい～いざという時、あなたの周りに助け合える人はいますか？～」、区自治会についてのくんだりであったり、区自治会の重要性、地域のきずなは万が一の時の力となりますよということであったり、裏面には旭市の区自治会はこんな活動をしておりますといったようなチラシのほうを担当職員のほうが進事例等を参考に作らせていただいたところでございます。ほかでも活用いただければと思っております。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしますと、加入促進に関しましては各区でも努力していただいていることとは思いますが、市と協働でさらに力強く進めていく必要があるのかなと思います。

続きまして、自治会の財政状況についてということで再質問ですが、そうしますと、各自自治会の財政の状況につきましては、市の側では改めて把握はしていないということであると思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、加入件数の減少に伴う財政難、また、それによって区が従来の機能を果たせなくなるというような不安の声もいただいております。そうした区の活動の縮小は、これはさらなる加入の減少ということにつながってくるのかと思います。そうした区の機能の維持という意味でも、財政状況を把握した上での市としての

何らかの対応というのが、これは可能なのかどうかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

市で各自治会の財政状況を把握し、何らかの対応ができないかのご質問でございますが、各区におきましては、その区費のその徴収基準や活動における支出状況などはそれぞれの区等において大きく異なっていると思います。全ての自治会の実情を考慮し、公平性を保ちながら財政面も含めた支援を実施することは難しいと考えております。ご理解を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） もともとは区というものが地域のありようといえますか、そういった独自のしきたりですとか、そういった中で生まれてきた自然発生的なものであると思いますので、難しいのかとは思いますが、今申し上げたことも事実であろうかと思えます。

一例を挙げさせていただきますけれども、愛媛県の今治市、こちらでは市と自治会、さらには宅建協会などが加わって、今治市における自治会への加入促進に関する協定、こうしたものを結んでいるようであります。これによって住宅の販売ですとか賃貸契約の際に、仲介する不動産業者の方々からの自治会等への加入呼びかけを行っているようであります。これによって一定の効果を上げておるようですので、これが旭市でも導入することが可能かどうかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

今治市の事例を挙げながら、不動産関連の事業団体等への加入促進をお願いできないかのご質問でございますが、不動産関連の事業団体との連携につきましては、県内で取り組んでいる市もあるようでございます。ポスターの掲示やチラシの配布等、協力しているといったような事例があるようでございますので、そのような状況をしっかり調査研究してまいりたいと思っております。

自治会は地域コミュニティの基本でございまして、また行政と住民を結ぶパイプ役としても重要な役割を果たしているところでございます。今後も自治会への加入促進のため、区長会とも連携を図りながら、市としてできることにしっかり取り組んでまいりたいと考えてお

りますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ありがとうございます。

ぜひこうした協定について、同僚議員も独自に研究しているようでありますので、前向きに本当に一丸になって加入促進できる体制をお願いしたいかなというふうに思います。

また、今後自治会のあり方が大きく変化していくということも考えられるのかなと思います。ほかの地域の例を見ますと、運営の見直しですとか区の合併、あるいは地縁団体の設立といったことも見られます。もちろん住民自治の自主性、これは担保されるべきでありますけれども、必要に応じて行政がそういった運営の相談に対応できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

自治会の統合につきましては、地域住民の皆さんの話し合いによる合意形成が大変重要でございます。市といたしましては、統合のための話し合いを進めるに当たり、規約の制定方法や取り決めておいたほうがよい事項、また、ご質問にもございましたが、地縁団体の設立に当たっては認可申請手続きなど、統合した後の自治会運営が円滑に推進されるよう必要なサポートをしっかりとまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ぜひよろしくお願いをいたします。

旭市の人口減少が、それでも減っているとはいえ近隣市よりやや緩やかなのは、私は思います。高校卒業時の流出人口も多いものの流入人口、これも結構あるのかなと思います。特に注目すべきなのが、前回一般質問でいただいた数字ですが、5年間で20代、30代の方が計算しますと4,464人転入しているという計算になります。これは全て日本人の方ということですが、そうしますと年平均で900人近く若い人たちが転入してきている。恐らくこういった人たちが家族を持ちながらも、区には加入しないというような背景があるのかなと思います。そんな中で、当然コミュニティのあり方ということも変わっていくと思いますので、住民自治のことだから市は介入しないというのではなくて、地域のことだからこそ住民とともに考える協働の体制をよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、2番の開発許可制度施行前に開発された分譲地の問題についてであります。

道路、排水等に問題があるというご認識をいただきました。再質問ですが、そうした老朽化が進んでいる大規模な分譲地というのは市内にどのぐらいあると把握していらっしゃいますでしょうか、お伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） 老朽化の進む大規模な分譲地は市内にどれだけあると把握しているかというご質問でございます。

老朽化という具体的な状況につきましては把握できておりませんが、開発許可制度施行前に行われた3,000平米以上の大規模な分譲地で旧旭地域で把握している箇所については、3か所程度となります。また、そのうちの1か所の分譲地内の道路については私道であり、地元管理となっている状況です。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしましたら、そうした大型の団地の方々は自治会を構成しているのか、構成している場合、正式の行政区とどのように区別されて行政との関係がどうなっているかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

現在、市内には自治会が9つありますが、そのうち分譲地等の住人で自治会を構成しているのは1か所、高橋議員ご存じかもしれませんが、地元でございます、つくも町内会だけでございます。このつくも町内会は昭和50年以前に大規模に開発が行われた分譲地内の自治会であり、加入世帯は現在57戸でございます。そのようなことで、自治会には他の行政区と同様に、回覧文書の配布や住民からの要望の取りまとめ等、地域住民と行政のパイプ役として活動していただいているところでございます。

なお、行政連絡事務費につきましては、戸数割、これは基本は900円でございますが、これは同額ですけれども、基本額につきましては、行政区内で活動する自治会でございますので、区の半額の4万円というふうにさせていただいているところでございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 当該のつくも団地におかれましては、その自治会が機能しているという

ことでお伺いしました。

(2) のほうですね。対策事業のほうについてということで再質問させていただきますが、また一例挙げさせていただきますけれども、これは日光市においてですが、分譲地公共施設整備事業補助制度という制度を設けまして、分譲地対策事業を老朽化対策を行っております。こちらは住民によります、これはもともとが自治会なんだと思いますが、管理委員会といったものを設立しまして、この委員会が市と協働して最終的には市道認定を進めていく等の公有化を目指して住環境の改善に努めているということをやっております。こういった制度も検討してはどうかと思いますけれども、市の見解をお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私道から市道へ公有地化を進めるための制度を検討してはどうかというご質問に対しまして、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、栃木県日光市が分譲地対策事業としまして、開発許可制度施行前に造られました民間分譲地で発生している諸問題等に対する事業を実施しているということは、日光市のホームページで確認したところでございます。旭市においても分譲地内私道の補修工事や市道への移管手続きにおいて、所有者不明のために同意取得が困難となっているケースが見受けられます。このようなことから、分譲地にお住まいの方々に市道への移管手続きを進めるためには、個々で行動していただいても限度がありますので、皆様に新たに組織を設立する等、諸問題の解決へ取り組んでいただきたいと考えております。

建設課といたしましても、先進地事例など研究しながら協力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうですね、そういったまずは住民の方々がまとまっていただけないと先に進まない話なのかなと思いますので、まずこういった、まとまることでそれも可能になるよということを今回お示しいただけたのかなというふうに思います。

そうしましたら、質問ですが、そうしますと現行の制度下においても、住民の合意がまとまりさえすれば、改めてそういった条例ですとか制度とかということでなくても整備が可能であるというふうに受け取って構わないでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、お答えいたします。

住民の合意がまとまれば整備ができるのかとご質問だと思います。

市道認定する上で、住民の合意がまとまれば整備が可能であるかというご質問に対しまして、お答えいたします。

市道に認定するための要件といたしましては、一つ目が、道路敷地が市に無償譲渡され、かつ所有権の移転が速やかにできること。2点目が、幅員が原則4メートル以上であること。3点目が、起終点が市道や国・県道のいずれかに接続し、行きどまりや占用物以外の占有物件が存在していないことなど、これらの要件が満たされるものであれば、市道として認定しており、整備等は可能であると考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 現行の制度下においてもということであります。現行の制度を活用してということでありましても、実際に不在地主が多くて、所有権者の同意を得る際にはやはり相当の困難があるのかなというふうに思います。日光市のほうも、そうであると聞いております。こうした所有権の確認について、市の協力というのはお願いできるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 所有権の確認など市の協力は得られるのかというご質問です。

建設課といたしましては、法務局への照会、市道移管に対する嘱託登記に関することであれば、ご協力はできるものと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしますと、道のりは困難かもしれませんが、ちょっと希望はあるのかなと思いますので、ぜひ当該する地域の方々に関しては、今のお話を進めていただければ、非常にまたそこが新たな移住・定住の促進にもなっていくのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番の家庭雑排水流入の現状についてということですが、今回の題名にはありませんでしたが、新川以西ということで範囲を区切ってお伺ひしました。そうしま

したら、今の環境課からの数値によりますと、やはり家庭雑排水の影響による水質の汚濁ということが見られるのかなというふうに思います。当該地域の水質保全については、下水道計画の実施を待つということがありましたけれども、休止となった今、この休止に至る背景につきましては理解しております、現時点で妥当だというふうには思いますけれども、ただ休止となった現在、環境面におきまして早急な対応が必要になってくるのかなとは思いますが。特に当該地域では周囲には水田地帯、水田また農地が、畑等広がっております。そうしますと農業用水への家庭排水の一部流入というのも懸念されるんですが、その点についてお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 農業用水への流入があるかというご質問に対してお答えいたします。

明治川の上流部は農業用水路として、また下流部は農業排水路として主に利用されておりますけれども、この地域につきましては下水道、また農業集落排水などの生活排水処理施設、これが整備されていませんので、家庭の雑排水、道路排水などが道路側溝や農業用の排水路などを經由して流入しているという状況でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 流入はあるという現状でありますので、やはり基幹産業である農業の信用ということにおきましても、早急な対策が望まれるのかなというふうに思います。特に当該地域は住宅地、また住宅地域に隣接して今度水田が広がるというような地帯でもありますので、そうしますとやはり今現状として、手としては合併浄化槽の推進ということになるんですが、当該地域内での合併浄化槽の設置割合というのが浄化槽全体で何割ぐらいなのか、分かればお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 合併浄化槽の割合というご質問でございますけれども、地域や地区ごとの資料はございませんので、市内全体の合併処理浄化槽の割合ということでお答えをいたします。

平成30年3月末ということですが、合併処理浄化槽の処理人口の割合ということでは、約43%となります。これに下水道や農業集落排水の処理人口を加えますと、処理人口としましては約52%となります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 合併浄化槽について、さらにお聞きしますが、当該地域は下水道計画区域内ということではありますけれども、この設置費用に関しては補助対象にこのエリアがなるのかどうかについて確認したいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 合併処理浄化槽設置促進事業としまして今、市が実施しておりますけれども、その補助事業の対象となるかということで、ご質問にお答えをしたいと思います。

市の生活排水の未処理人口は、先ほどもお答えしましたが、差し引きですと約48%ということになります。新川、明治川に限らず市内の河川には浄化されていない家庭雑排水が流入しているのが現状でございます。このため市では生活排水による公共用水域の水質汚濁防止対策として、個人住宅の既存の単独浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への設置替えに対して補助金を交付しております。この事業区域としましては、下水道認可区域、農業集落排水区域を除く市内全域としておりますので、下水道計画区域内の当地域であっても当該補助事業の対象となります。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 補助対象にこの地域に関してもなるということですので、早急な対策ということではそれを進めていくということになるのかなというふうに思いますが、そうしましたら（2）の今後の対策についてということで、これは特に明治川に絞って、ちょっとお伺いしたいと思います。この明治川でありますけれども、国道に面しており、「ようこそ旭」へと、ちょっと文言忘れましたが、旭のPR看板というのも出ております。市のイメージという意味でも重要であると思います。住民としても土手部分の草刈り等行っておりますけれども、これ以上の取り組みというのは難しいというのは現状なのかと思います。そして明治川のしゅんせつについて住民の強い要望がこれまでもありました。この実施の予定があるのか、あるとしたら、その費用負担等がどうなのかも併せてお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは明治川のしゅんせつにつきまして、ご回答させていただきます。

過日、明治川近隣住民の方々から、明治川下流部でヨシが繁茂し美観を損ねているので対処してほしい旨の要望がございました。河川を管理します干潟土地改良区と事業を整備しました千葉県海匝農業事務所、大利根土地改良区と協議を進めているところでございます。協議の進捗状況といたしましては、明治川のヨシのまず撤去を含む清掃等を実施する旨で現在調整を行っているところでございます。実施時期につきましては、まだ施行方法等が決まっておきませんので、未定でございます。費用の負担につきましても、まだ施行方法等が決定しておりませんので、現在協議中でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ぜひこちら、農業排水としてのというよりは、本当に近隣住民の住環境にかかわる問題でもありますので、ぜひ早目に推進していただくことを、これを住民の声としてお届けさせていただきたいと思っております。

また、当該地域ですけれども、本来用途地域に関しましては優先して都市化を進めるべきものでありまして、そのための指定であるのかというふうにも思います。当該の用途地域ですが、今後も宅地の増加が見込まれ、現在も若い世代の先ほど20代、30代と申し上げましたけれども、そういった移住者が増加傾向にあります。新川以西への下水道計画が休止となった今、当地域の排水についてのビジョンの策定が望まれると思っておりますが、市のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 当地域の今後の排水ビジョンの策定というご質問でございますけれども、全市的なことをちょっと申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、現在、東総地区広域市町村圏事務組合におきまして、銚子市、旭市及び匝瑳市の区域を対象としまして、循環型社会形成推進地域計画を策定しておりまして、一般廃棄物等の処理及び生活排水の処理について今後の目標等を策定しておりますけれども、生活排水対策の施策としましては、下水道の整備済み区域では接続を促進し、また下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図ることとしております。干潟駅周辺の区域におきましては、市内のほかの公共下水道の未整備地域と同様に、合併処理浄化槽設置促進事業の補助金制度を活用していただくなど、既存の単独浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進していただくことが重要と考えております。

なお、浄化槽の新設については、合併処理浄化槽設置が義務づけられておりますので、新しく住宅建築する場合は当事業には該当しません。

また、市民には生活排水の浄化対策といたしまして、台所では食器・調理器具についた油汚れ等は拭き取っていただくとか、洗剤の使用量を減らすなど各家庭で実践できる環境にやさしい取り組みの協力を呼びかけ、公共水域の浄化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 繰り返しになりますけれども、そうしますとやっぱり環境に関して合併処理浄化槽の設置で個々に対応していくと、個人の話になってくるのかもしれませんが、ただ、やはり、先ほど申し上げましたけれども、本来は用途地域として指定されているものでありますので、本来であれば、地元びいきで言うわけではなくて、都市化を進めていくべき、そのために色塗りされていることだと思いますので、ぜひその辺鑑みて前向きに進めていただきたいと、これは要望して終わります。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 2分